

広報

特集
P2プレミアム率20%
津市プレミアム付デジタル商品券News
P8両市の友好を記念してイベントを開催!
津市・上富良野町 友好都市提携25周年News
P10水害や土砂災害から命を守るために
避難情報をご確認ください

地域を守るために
訓練中!



表紙 津市モーター艇競走場で津市消防団夏期訓練を実施。県大会出場を控えた美杉方面団が小型ポンプ操法を披露しました。(5月22日)



伝えます。相続の知恵、遺言状。

相続・交通事故・離婚・借金・労働は 初回相談30分無料

三重弁護士会所属 弁護士
石坂 俊雄 村田 正人 福井 正明 伊藤 誠基 森 一恵

創立48年 三重合同法律事務所 059-226-0451

〒514-0033 津市丸之内33-26 城北ビル2F(津地方裁判所前) ホームページは、「三重合同法律事務所」で検索。

市財政収入の一部に寄与することを目的とし、表紙に広告を掲載しています。なお、掲載している広告内容については津市が保証しているものではありません。

広報津
No 394

7/1

令和4年(2022年)

プレミアム率20%



津市プレミアム付 デジタル商品券

1万円の購入で1万2,000円分のご利用！

問い合わせ 商業振興労政課 ☎229-3169 FAX 229-3335

愛称
つデジ



つデジで
お買い物♪



長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者の支援と地域経済の活性化、デジタル化の推進を図るため、20%のプレミアム率を付与したデジタル商品券「津市プレミアム付デジタル商品券(つデジ)」を販売します。

価格



- ・第1期は1人最大1万円まで購入できます。
- ・商品券は1円単位で、現金と併用して使用できます。
- ・購入済みの商品券の払い戻し・返金はできません。

販売 総額

20億4,000万円
(うちプレミアム分3億4,000万円)

対象

市内外の在住を問わず、
誰でも購入できます

ユーザー 登録期間

7月12日火～



第1期販売

7月19日火～8月9日火 先着

第2期販売

8月10日水～売り切れ次第終了

- ・販売総額に達し次第、販売を終了します。
- ・第1期販売で販売総額に達した場合、第2期販売はありません。

利用期間

7月21日木～10月11日火

- ・利用期間を過ぎると商品券は利用できません。

取扱店

7月19日火に特設サイトで発表

- ・取扱店は市内の事業者で、当該事業へ参加している店舗です。なお、商品券などの金券やたばこ等、一部購入できない商品があります。



つデジ 検索

つデジの購入方法

1 スマートフォン等で 特設サイトへアクセス



事前に
ユーザー登録
が必要

- ①「利用者ログイン」をタップ
- ②メールアドレスと
パスワードを入力
- ③「ログイン」をタップ



2 購入(チャージ)額を選択

SMS認証(確認が必要な時のみ)

SMS(ショートメッセージ)に届く
6桁の認証番号を入力し、認証する。

- ①表示された画面左下の
「チャージボタン」をタップ

- ②チャージ額を選択し、
「チャージ内容の確認」
をタップ



3 支払方法を選択

クレジットカード

クレジットカードで
代金を支払う。



コンビニ決済/Pay-easy(ペイジー)

チャージから2日以内に、
コンビニまたは
郵便局などの
ATM機で
代金を支払う。



もっと教えて！“つデジ”のこと

Q デジタル商品券のメリットは？

✓待ち時間なしで購入

お手持ちのスマートフォン等から、どこからでも待ち時間なしで購入できます。販売所での紙券への引換えも不要です。

✓感染症対策に有効

スマートフォン等の画面をご自身で操作するだけでお支払い完了。金銭の受け渡し不要の非接触型会計です。

✓スピーディで便利な会計

スピーディに会計ができるため、レジでの待ち時間を短縮！また1円単位で利用でき、現金等と併せた支払いも可能です。

Q デジタル商品券が利用できる機器は？

電話番号が付与されたカメラ機能のあるスマートフォン・タブレット端末で利用できます(携帯電話は不可)。

Q 購入方法や使い方について教えてほしい

デジタル商品券についてご不明な点は、特設サイトをご覧いただとか、以下までお気軽にお問い合わせください。

コールセンター(電話相談)

📞 0120-059-229

受付時間 9時～18時(土・日曜日、祝・休日も可)

ヘルプデスク(対面相談)

津市プレミアム付デジタル商品券ヘルプデスク

ところ 羽所町375 百五・明治安田ビル1階

受付時間 9時～18時(土・日曜日、祝・休日を除く)

問い合わせ 050-3138-4394 ※事前予約を推奨

操作サポート窓口(対面相談)※7月12日(火)～

ところ ドコモショップ(市内5店舗)

ソフトバンク(市内7店舗) ※要予約

取扱店募集集中！



市民の皆さんをはじめ、広くデジタル商品券を利用させていただくため、市内事業者の参加をお待ちしています。

デジタル商品券は、決済時に集計や換金場所への紙券の持ち込みの手間を省くことができ、事業者の負担を軽減できます。

参加事業者の皆さんには、本事業に必要な参加キット(QRコード・運営マニュアル・PRステッカー・のぼり)を提供します。詳細は特設サイトまたは左記コールセンター・ヘルプデスクまでお問い合わせください。

締め切り 8月31日(水)

※7月11日(月)までに登録すると、第1期販売開始日に特設サイトの取扱店一覧に掲載されます。



取扱店の
募集について

つデジの利用方法

1 QRコードの読み取り

- ①特設サイトでメールアドレスとパスワードを入力し、ログイン

※ショートカットキーをスマートフォン等の画面に作成することで省略できます。

- ②店舗に設置されたQRコードをカメラで読み取る



※QRコードの商標はデンソーウェーブの登録商標です

2 購入代金の入力

- 購入代金を入力し、「次へ」をタップ



3 支払いの完了

- ①事業者による代金の確認

事業者にスマートフォン等の画面を見せ、購入代金を確認してもらう。

- ②「支払う」をタップ

決済音が流れたら、支払いが完了。



高齢者が安心して暮らせるまちへ 介護保険に関するお知らせ



問い合わせ 介護保険課 ☎229-3149 FAX229-3334

◆◆令和4年度の介護保険料

令和4年度介護保険料の納入通知書を発送

令和4年度の介護保険料は、7月中旬に納入通知書によりお知らせします。なお、65歳以上の人
の介護保険料(年額)は、今年度の市民税課税状況や合
計所得金額などにより、13段階となっています。
詳しくは納入通知書、または津市ホームページなど
でご確認ください。

介護保険料は、介護保険を運営するための大切な財源です。安心してサービスを利用できるようご理解をお願いします。

「特別徴収」の仮徴収額を調整

4・6・8月の保険料額は仮徴収額として既に通知していますが、各月の保険料額が年間を通してできるだけ均等な額となるように、8月の年金から差し引く保険料を調整し、納付額の平準化を図ります。平準化により「令和4年度納入通知書(介護保険料額決定通知書)」の今年度8月の保険料額が、既に通知している額と異なる場合がありますので、ご理解をお願いします。

「特別徴収」仮徴収額の調整例

列えば…

所得段階・保険料の年額が、以下に該当する人の場合

令和3年度

第6段階・9万2,960円

令和4年度

第8段階・11万6200円

年 度	仮徵収			本徵収			第6段階 年額
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
令和3年度	16,200	16,200	15,100	15,260	15,100	15,100	92,960

单位：吋

单位：吨

年 度	仮徵収			本徵収			第8段階 年額
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
令和4年度	15,100	15,100	21,500	21,500	21,500	21,500	116,200

第8段階

8月以降の保険料 の計算は…

$$\{年額11万6,200円 - (4月分1万5,100円 + 6月分1万5,100円)\} \div 4 = 2万1,500円$$

※100円未満の端数がある場合、10月にまとめます。

普通徴収(納付書または口座振替)による納付

特別徴収の対象となる年金を受給していない人、または当該年金の受給額が年間18万円未満の人、当該年金を受給していても以下の事由に該当する人は、普通徴収になり納付書または口座振替により納

付します。※特別徴収の対象になる年金は、老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金などで、基礎年金等の年間受給額18万円以上が条件になります。なお、老齢福祉年金は対象になりません。

事由例	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ● 65歳になって間もない人 ● 他市町村から津市へ転入して間もない人 ● 特別徴収対象年金の受給が始まって間もない人 	特別徴収対象の年金を受給してから、おおむね1年ほどで特別徴収に切り替わる見込みです。それまでは納付書での納付が必要です。なお、特別徴収が開始される時期の前に別途お知らせします。
<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険料の減額変更や、基礎年金番号の変更などで前年度途中で年金天引きが停止となった人 ● 年金受給権を担保に供している人 ● 特別徴収対象年金が停止または一部停止(減額)された人 	一時的に普通徴収になりますので、納付書での納付が必要です。なお、特別徴収が開始される前に別途お知らせします。

•・介護保険負担割合証の発送••••••••••••••••••••••••••••••••

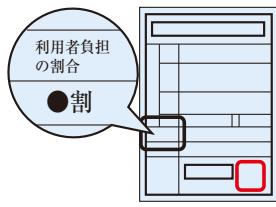
要介護認定を受けている全ての人に介護保険負担割合証(水色)を送付していますが、有効期限が近づいてきたため、新しい介護保険負担割合証を7月下旬に送付します。介護保険サービスを利用した場合、1割(65歳以上で一定以上の所得がある人は2割または3割)が自己負担になります。

介護保険負担割合証には、サービスを利用する時

の利用者負担割合(1～3割)が記載されていますので、介護保険被保険者証(ピンク色)と一緒に、ケアマネジャーおよびサービス事業所へご提示ください。

有効期間 8月1日(月)～

来年7月31日(月)



介護保険負担割合証

利用者負担の判定の流れ



•・食費・部屋代の負担軽減(介護保険負担限度額)••••••••••••••••••••••••••••••••

介護保険負担限度額の申請

介護保険4施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)やショートステイを利用する人の食費・部屋代は、本人の自己負担になりますが、低所得の人(住民税非課税世帯)は、申請により食費・部屋代の負担が軽減されます。ただし、一定額以上の預貯金などの資産を持っている人は対象になりません。

申請に必要なもの 負担限度額認定申請書、同意書、

預貯金通帳の写しや有価証券の評価概算額が分かれるものの写し(直近2カ月分、配偶者分も含む)、印鑑

申請前の確認事項 複数の預貯金口座等がないか、通帳等の記帳をしてからコピー、総合口座の場合は定期預金の写しが必要(利用がなくても必要)
※通帳の紛失による再発行や通帳の記帳をしてからでないと受け付けできない場合があります。

食費・部屋代の負担軽減対象者判定の流れ



負担割合と保険料についてお知らせします **後期高齢者医療制度**



問い合わせ 保険医療助成課 ☎ 229-3285 FAX 229-5001

… 対象になる人 ………………

- 75歳以上の全ての人(生活保護受給者は除く)
 - 65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり、申請により認定を受けた人

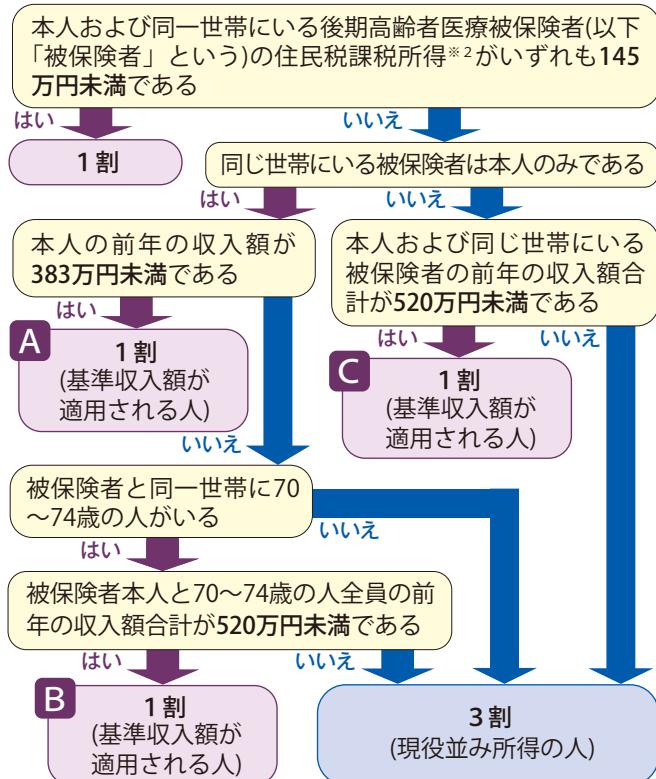
「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

令和4年7月31日までの認定証の交付を受けている被保険者が、今年度も同一の対象負担区分となる場合、7月下旬に三重県後期高齢者医療広域連合から新しい認定証を被保険者の皆さんに発送します。

◆◆◆ 10月から一定以上の所得がある人の窓口負担割合が変更となります◆◆◆

8月1日(月)から令和3年中の所得を基に医療費の負担割合が判定されます。現在、医療機関の窓口での自己負担割合は、かかった医療費の1割または3割となっていますが、10月1日(土)からは従来の1割負担となる人のうち、一定以上の所得のある人は2割負担となります。

9月30日までの負担割合



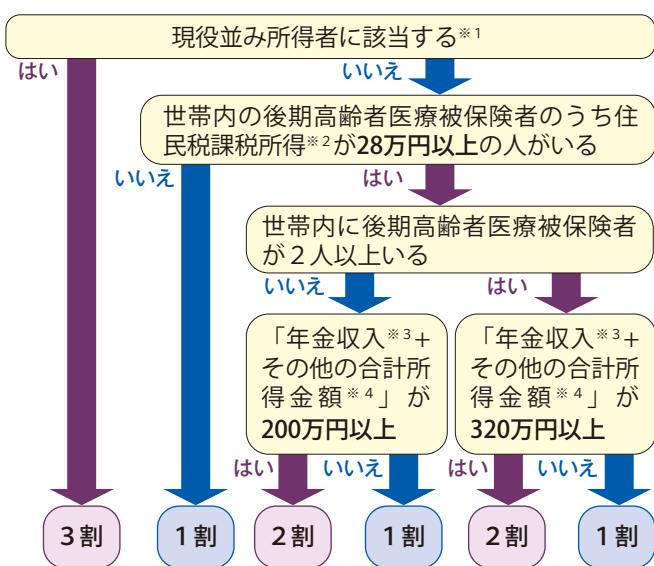
なお、上記のA、B、Cに該当すると思われる人は、基準収入額適用申請書の提出が必要でしたが、今年度より申請は不要となりました。

被保険者証が変わります

今年度は、10月1日(土)から窓口負担割合の見直し(2割負担)が実施されるため、被保険者証は次のとおり2回に分けて簡易書留で送付します。

- 1回目の交付時期は7月中で、有効期限が令和4年9月30日(金)の被保険者証(紫色)
 - 2回目の交付時期は9月中で、有効期限が令和5年7月31日(月)の被保険者証(若草色)
※現在使っているピンク色の保険証は、8月1日(月)以降、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)、各出張所に返却してください。

10月1日からの負担割合



※1 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の人

※2 「課税所得」とは個人市民税・県民税納税通知書の「課税所得金額」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除)を差し引いた後の金額)

※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※ 4 「その他の合計所得金額」とは事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額

・・・保険料の決め方・・・

保険料は各被保険者に対して4月から翌年3月までの1年間分を計算し、7月中旬に保険料額決定通知書と納入通知書を送付します。

津市の保険料額(年間)



保険料は三重県内均一で、
2年ごとに見直されます。

※前年の総所得金額等から基礎控除額43万円を控除した額。総所得金額等に遺族年金や障害年金は含まれません。また、所得控除(社会保険料控除、配偶者控除など)は適用されません。

保険料の軽減について

均等割額の軽減

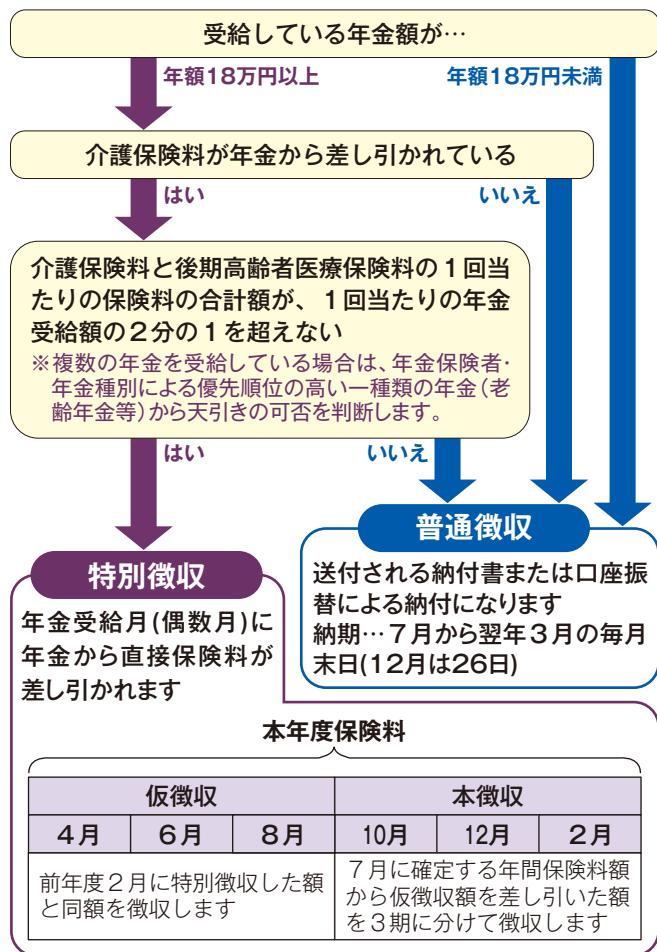
同一世帯の被保険者および世帯主の令和3年中の総所得金額等の合計額により、下表のとおり均等割額が軽減されます(65歳以上の人の公的年金に係る所得は、その所得から15万円を控除して判定)。

総所得金額等の合計が以下に該当する世帯	軽減割合	軽減後の均等割額
(43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1))以下	7割	1万3,376円
(43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+28万5,000円×被保険者の数)以下	5割	2万2,294円
(43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+52万円×被保険者の数)以下	2割	3万5,671円

世帯は4月1日(4月2日以降に資格取得した人は資格取得日)時点での状況で判定されます。専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得特別控除は適用されません。雑損失の繰越控除は適用されます。

・・・保険料の納め方・・・

保険料は、年金からの天引きで納める特別徴収と納付書や口座振替で納める普通徴収の2通りの納め方があります。7月中旬に保険料額決定通知書と納入通知書が送られます。



年度途中で特別徴収に切り替わる人

昨年6月～今年5月に75歳になるなど、津市で新たに後期高齢者医療制度の保険に加入した人は、7月～9月は普通徴収、10月以降は特別徴収になります。

納付方法を特別徴収(年金天引き)から口座振替に変更したいとき

最初に金融機関に口座振替依頼書を、その後、市役所に納付方法変更申出書を提出してください。

10月分からの変更を希望する場合は、7月20日(水)までに手続きをしてください。それ以降は、申請の時期により変更時期が異なります。

必要なもの 納付方法変更申出書、印鑑、後期高齢者医療被保険者証、津市市税等口座振替依頼書の依頼者保管用の写し

社会保険料控除について

普通徴収で支払った分は、支払った人に適用され、世帯の所得税や住民税が減額になる場合があります。特別徴収で支払った分は、本人にのみ適用されます。

両市の友好を記念してイベントを開催！ 津市・上富良野町 友好都市提携25周年

問い合わせ 市民交流課 ☎229-3102 ☎227-8070

・・・津市の友好都市・上富良野町とは？・・・

上富良野町ってどんなところ？

北海道の中央部、東に十勝岳、南に芦別岳を望む富良野盆地の北に位置しています。ラベンダーの栽培が盛んで、花畑や田園風景とともに魅力的で美しい景観を作り出しています。こだわりの「かみふらのポーク」や、地元のホップを使ったビールなどの名産品があります。



津市と上富良野町のゆかりについて

上富良野町開拓の第一歩は、明治30年、津市出身の田中常次郎氏をはじめ三重団体一行が移住したことに始まります。また、三浦綾子氏の小説「泥流地帯」でも知られるように、大正15年の十勝岳噴火の大災害から復興を成し遂げた当時の村長・吉田貞次郎氏も津市の出身でした。

このような歴史的背景から、津市と上富良野町は平成9年7月30日に友好都市提携を結びました。長きにわたり、相互の訪問やパネル展を両市で開催するなど、さまざまな交流事業を行い、今年で25周年を迎えます。

・・・提携25周年記念イベントを開催！・・・

25周年記念パネル展

7/25月～8/12金 8:30～17:15

市本庁舎1階ロビー



過去のパネル展の様子

合同写真パネル展 in つ黛

7/30土・7/31日 11:00～17:00

三重テラス（東京都中央区日本橋）

ボートレース津
友好都市 25周年記念協賛レース
8/11木・祝～8/16火

・・・「かみふらのクイズ」でできな賞品を当てよう！・・・

紙面の中に
ヒントがあるよ♪

右記の穴埋めクイズから5文字のキーワードを集め応募すると、上富良野町にあるラベンダー畑のオーナー権が当たります。ぜひご応募ください。

対象 市内に在住の小学生以上

応募方法 はがきに回答、

住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、市民交流課かみふらのクイズ係（〒514-8611 住所不要）へ

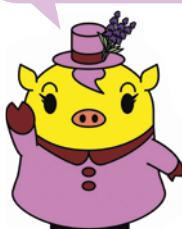
締め切り 7月29日(金)

※消印有効

賞品 ラベンダー畑のオーナー権(抽選5人)

ヒント

上富良野町が発祥の地で、栽培もさかんな花。
7月に見ごろを迎えるよ♪



上富良野町
ご当地キャラクター
らべとん

「□□①□□□」作の小説「泥流地帯」は上富良野町が舞台で、映画化予定。

ご当地キャラクター「□②□③」は、上富良野町の人気アイドル♪

上富良野町の東に望む雄大な「□□□④□」では、登山を楽しむことができます。

特産品の「かみふらの□⑤□」は、やわらかくてとってもジューシー！

答え ① ② ③ ④ ⑤ (カタカナ5文字)

来て！見て！チャレンジ！ 夏休み子ども体験講座



問い合わせ 中央公民館 ☎228-2618 FAX229-5150 一身田公民館 ☎・FAX232-2108

片田公民館 ☎・FAX237-1513 南郊公民館 ☎・FAX234-5703

敬和公民館 ☎・FAX225-2325 倭公民館 ☎・FAX262-0485

	教室名	内 容	と き	と こ ろ	対 象	定員 (抽選)	費 用	申込先
①	シャドーボックス体験	切り抜いた絵を重ね、立体的に見えるアートを作ろう	7月25日(月)10時～12時	中央公民館	小学3年生～中学生	12人	1,000円	中央公民館 (〒514-0027 大門7-15 津センターパレス2階)
②	子ども合気道体験講座	合気道を体験して、技と人格を磨きましょう	8月6日(土)13時30分～15時30分	中央公民館	小学4年生～中学生	20人	無料	
③	お家で楽しむ世界旅行	アプリを利用し、お家で世界旅行を楽しもう	8月27日(土)14時～15時30分	オンライン(Zoom)	小学3年生～中学生	10人	無料	
④	チャレンジ！おかげの株式会社	体験学習でお金の流れや会社の仕組みを学ぼう	8月20日(土)13時～15時	中央公民館	小学4年生～中学生と保護者	20組	無料	
⑤	マジック教室	人気者になれる楽しいマジックを覚えてみませんか	8月3日(火)13時30分～15時	一身田公民館	小学3～6年生	15人	100円	一身田公民館 (〒514-0114 一身田町293-3)
⑥	陶芸教室	自分で土を練って、マグカップを作りましょう	8月4日(木)9時30分～11時	一身田公民館	小学3～6年生	15人	1,000円	
⑦	ポーセリング教室	デザインを考え、世界で1つだけのお皿を作ります	8月4日(木)13時30分～15時	一身田公民館	小学3～6年生	20人	1,000円	
⑧	夏休み和菓子教室	清涼感ただよう和菓子を保護者と作り、伝統和菓子の世界を楽しもう！	8月7日(日)9時30分～12時	片田公民館	小学生と保護者	4組	1,200円	片田公民館 (〒514-0082 片田井戸町17-2)
⑨	夏休み子ども陶芸教室	手びねりで陶器の制作を体験！絵柄を入れてオリジナルの作品を作りましょう	7月25日(月)9時30分～11時30分 8月3日(火)9時30分～11時30分	南郊公民館 雲出市民センター	小学生	各15人	1作品300円	南郊公民館 (〒514-0819 高茶屋三丁目25-6)
⑩	夏休み手打ちそば教室	そば粉をこねて作る本格的なそば作りに挑戦してみませんか	7月27日(水)9時～12時 8月24日(水)9時～12時	雲出市民センター 南郊公民館	小学生とその保護者(保護者1人につき子ども3人まで)	各5組	1,500円	
⑪	夏休みキッズピクス&キッズダンス教室	音楽に合わせて体を動かして健康な体づくりをしましょう。初めての参加でも楽しく踊れます	7月29日(金)9時30分～11時30分 8月22日(月)9時30分～11時30分	雲出市民センター 南郊公民館	小学生	各15人	無料	
⑫	夏休み子どもボスター作り教室	課題に応じたボスターを講師のアドバイスの下で制作します	7月28日(木)9時～12時	敬和公民館	小学3～6年生	12人	無料	敬和公民館 (〒514-0015 寿町21-22)
⑬	そば打ち体験	倭で栽培した「倭そば粉」で、地域の人と一緒にそば打ち体験！	7月30日(土)9時30分～13時頃	倭公民館	小学生～中学生と保護者(1組5人まで)	8組	1,500円	倭公民館 (〒515-2622 白山町中ノ村581)

対象 市内に在住・在学の人

申し込み 津市ホームページから、または往復はがきで件名に希望コース名(⑨～⑪は希望コース名と希望日)を明記し、住所、電話番号、参加者全員の氏名(ふりがな)・学校名・学年を申込先へ ※1通につき

1人(1組)1講座のみ有効
※持ち物・準備物などは各問い合わせ先へご確認ください。

締め切り 7月15日(金)必着

HP 津市 令和4年度公民館講座



水害や土砂災害から命を守るために 避難情報をご確認ください



問い合わせ 防災室 ☎229-3104 FAX223-6247

●・●・避難情報が発令されたら、避難行動を・・・・・・・・・・・・・・・

災害発生時は常に避難情報を確認し、警戒レベル4の「避難指示」が発令されたタイミングで危険な場所から避難してください。また、避難に時間がかかる高齢者や障がいのある人などは、警戒レベル3の「高齢者等避難」で避難するようにしましょう。

警戒レベル5 緊急安全確保	すでに災害が発生している状況または災害の発生が切迫している状況 <ul style="list-style-type: none"> 大至急、建物内より安全な場所に避難するなど、命を守るための行動をとる 	警戒レベル4 避難指示	災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合 <ul style="list-style-type: none"> 危険な場所にいる人は速やかに安全な場所に避難する 	警戒レベル3 高齢者等避難	避難指示を発令することが予想される場合 <ul style="list-style-type: none"> 避難に時間を要する人(高齢者、障がいのある人、乳幼児など)は避難を開始する いつでも避難できるよう準備し、身の危険を感じる人は避難を開始する 	4つの避難行動	安全な親戚・知人宅への避難 <p>親戚や知人の家など、指定避難所以外の避難を検討する。</p>	屋内安全確保 <p>自宅で安全が確保できる場合、自宅2階などへの避難も検討する。</p>	ホテル・旅館など宿泊施設への避難 <p>指定避難所以外にも宿泊施設への避難も検討する(宿泊料は自己負担)。</p>	指定避難所への避難 <p>避難前には検温など体調確認し、マスク、消毒液、体温計を持参する。</p>
--------------------------	---	------------------------	--	--------------------------	--	----------------	--	---	--	--

●・●・もしもの時に備えて、事前に避難方法などを確認・・・・・

- 津市が作成しているハザードマップ等を見て「河川が氾濫した場合には何メートル浸水するのか」「土砂災害が起こりやすい場所ではないか」など、自宅や学校・職場などのよく立ち入る場所に起こり得る危険を確認しましょう。
- 大雨などにより、避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くのより安全と思われる建物(上階が浸水しない建物、川沿いでない建物など)に移動しましょう。
- 外出すら危険と思われる場合は、建物内より安全と思われる部屋(上層階の部屋、山からできるだけ離れた部屋)に移動しましょう。
- 津市では、右記の方法で避難情報の伝達を行いますので、事前に確認・登録し、ご利用ください。



災害時の避難情報の伝達方法

- 同報系防災行政無線(地区単位で伝達)
- 津市防災情報メール
- エリアメール・緊急速報メール
- ファックス送信サービス
- 電話応答サービス
- 緊急告知ラジオ
- 津市ホームページ



津市防災
サイト

●・●・川の水位はインターネットで確認できます・・・・・

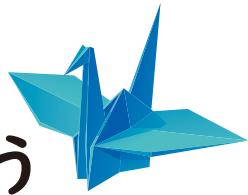
国や三重県は、インターネットで河川の状況を見ることができる「危機管理型水位計」「簡易型河川監視カメラ」を設置しています。水位情報や河川の状況は、国土交通省ホームページ「川の水位情報」からリアルタイムで確認することができます。



川の水位情報

7月15日～8月15日は平和を考える月間

戦争の悲惨さと平和の尊さを考えよう



問い合わせ 人権課 ☎229-3165 FAX229-3366

平和を考える市民のつどい

とき 8月6日(土)10時～15時30分

ところ 津リージョンプラザお城ホール

定員 各276人

申し込み はがき、またはEメールで「平和を考える市民のつどい入場券希望」と明記し、代表者の郵便番号・住所・氏名(フリガナ)・電話番号、希望枚数、希望する映画名(第1部、第2部または両方)を人権課(〒514-8611 住所不要、✉229-3165@city.tsu.lg.jp)へ

締め切り 7月19日(火)

<第1部>アニメ映画「蒼い記憶～満蒙開拓と少年たち～」(90分)

時間 10時20分～12時(10時開場)

内容 満蒙開拓青少年義勇軍として満州に渡った少年たちの過酷な開拓と厳しい軍事訓練、そして戦争終結後の壮絶な逃避行を、体験者の証言を基に描いた作品。



<第2部>映画「太陽の子」(111分)

時間 13時30分～15時30分(13時開場)

内容 かつて存在した日本の原爆研究所の史実を背景に、3人の若者の未来への決意と揺れる思いを描いた300日の青春物語。



津平和のための戦争展

とき 8月6日(土)・7日(日)9時30分～16時30分

ところ 津リージョンプラザ3階生活文化情報センター(展示室)

内容 津市の空襲時や戦時下の生活に関する展示

問い合わせ 同展実行委員会事務局担当(☎080-7701-6431)

ミニミニ原爆展

とき 8月6日(土)・7日(日)9時30分～16時30分

ところ 津リージョンプラザ3階ギャラリー

内容 日本非核宣言自治体協議会による被爆後の広島・長崎に関するポスターの展示

平和の折り鶴を募集

広島平和記念公園内の「原爆の子の像」にささげる平和の折り鶴を募集します。

受付場所 人権課、各総合支所地域振興課(生活課)

締め切り 7月14日(木)

※折り鶴は1辺15cmまたは7.5cm程度の用紙で、40羽を一組とし、羽根を広げずに、丈夫な糸(束ねる部分を35cm残す)に通したものか、千羽鶴にして提出してください。

平和のための音楽会

とき 8月7日(日)13時30分～15時30分(13時開場)

ところ 津リージョンプラザお城ホール

内容 児童合唱、女声合唱、器楽合奏、邦楽合奏、声楽独唱(ソプラノとバリトン)、ピアノ連弾

定員 276人

入場料 500円(協力金)

申し込み 電話で同音楽会実行委員会事務局担当(☎090-8863-9118)へ

原爆パネル展

地域	開催期間	ところ
津	8月6日(土)・7日(日)	津リージョンプラザ
久居	8月3日(水)～15日(月)	久居ふるさと文学館
	8月16日(火)～26日(金)	ポルタひさい
	8月1日(月)～5日(金)	市河芸庁舎
河芸	8月6日(土)～14日(日)	河芸公民館
	8月1日(月)～15日(月)	芸濃総合文化センター
芸濃	8月1日(月)～15日(月)	市芸濃庁舎
	8月1日(月)～7日(日)	美里社会福祉センター
美里	7月27日(水)～29日(金)	美里社会福祉センター
	8月1日(月)～7日(日)	美里文化センター
安濃	8月3日(水)～10日(水)、10月13日(水)～20日(水)	安濃中公民館
	8月3日(水)～10日(水)	サンデルタ香良洲
香良洲	8月12日(金)～18日(木) ※土・日曜日除く	市香良洲庁舎
	7月20日(水)～8月1日(月)	波瀬公民館
一志	8月3日(水)～15日(月) ※土・日曜日・祝日除く	市一志庁舎
	7月26日(火)～29日(金)	白山市民会館
美杉	来年3月31日(金)まで ※12月29日～1月3日除く	美杉総合文化センター



低所得の子育て世帯に支給

令和4年度 子育て世帯生活支援特別給付金

問い合わせ こども支援課内給付金担当窓口 ☎229-3403 FAX229-3451

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費などの物価高騰等の影響を受けている低所得の子育て世帯を支援するため、児童1人当たり5万円の給付金を支給します。

申し込み こども支援課または各総合支所市民福祉課(福祉課)へ ※申請方法など詳しくは、コールセンターへお問い合わせくださいか津市ホームページでご確認ください。



**子育て世帯生活支援特別給付金
コールセンター ※9月26日(月)まで**

☎0570-059-330

(月～金曜日 8時30分～17時15分
※土・日曜日、祝日を除く)

	対象	申請
ひとり親世帯 (収入が児童扶養手当受給者水準の人)	令和4年4月分の児童扶養手当受給者	不要(6月30日(木)に支給済み)
	公的年金等を受けていることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人	7月1日(金)～来年2月28日(火) ※消印有効
	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同等の収入見込みになる人	
ひとり親世帯以外 (収入が住民税均等割非課税水準の人)	令和4年4月分の児童手当・特別児童扶養手当受給者	不要(8月1日(月)に支給予定)
	令和4年4月以降、新たに児童手当・特別児童扶養手当を受給する人(児童が増えた場合を含む)	不要(各手当認定後に順次支給)
	児童手当・特別児童扶養手当を受給していない15歳～18歳の児童のみを養育している人	7月25日(月)～来年2月28日(火) ※消印有効
	令和4年1月以降新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割非課税世帯と同等の収入見込みになる人	

※他市町村等で同様の給付金を受けている人は申請できません。



～栄養パトロール事業のお知らせ～

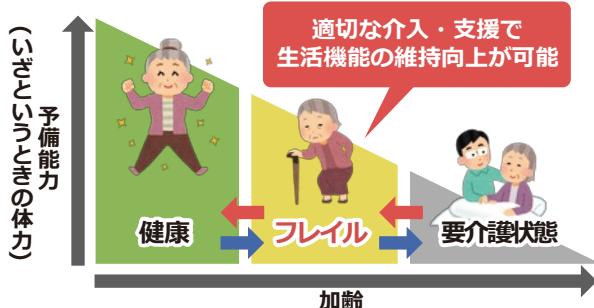
知っていますか？フレイルのこと

問い合わせ 保険医療助成課 ☎229-3317 FAX229-5001 中央保健センター ☎229-3164 FAX229-3287

フレイルとは、年齢を重ねるに従って、体や心の働きが弱くなった状態のことをいいます。この状態が長く続くと、要介護状態に進行していきますが、適切な対策を取れば健康な状態に戻ることができます。

フレイルの兆候

- ▶ **身体的フレイル**…食欲が低下した、むせることが増えた、転びやすくなった
- ▶ **精神的フレイル**…趣味が楽しめなくなった
- ▶ **社会的フレイル**…外出がおっくうになった



栄養パトロール事業を実施しています

津市では、高齢者のフレイルを予防・改善するために保健師・歯科衛生士・管理栄養士などがフレイルチェックや健康相談に応じる栄養パトロール事業を行っています。

栄養パトロールでは、フレイル予防と改善方法について考え、生活習慣の改善を目指します。



フレイルチェックとは

身体測定、握力測定、アンケートへの回答を通してフレイルの兆候をチェックします。その結果から一人一人に合わせたフレイル予防や改善方法について一緒に考えます。



令和4年度 勤労青少年講座参加者募集

問い合わせ 商業振興労政課 ☎229-3114 FAX229-3335

講座期間 8月～来年3月(全15回) ※ヨガ・ピラティスと韓国語講座は7月末から

対象 市内に在住・在勤の39歳(令和4年4月1日時点)までの勤労者(学生不可)

定員 各12人

申し込み 津市ホームページから、または直接窓口、ファックス、Eメールで講座名、住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号、Eメールアドレス、勤務先を商業振興労政課(☎229-3114@city.tsu.lg.jp)へ

申込期間 7月1日(金)～22日(金)



講座名	曜日	時間	ところ	費用(材料費)
料理	月	18時30分～20時20分	中央保健センター 栄養指導室	1万3,000円
写真	水	19時～20時45分	サン・ワーク津	500円
手話	水	19時～20時45分	サン・ワーク津	1,000円
ヨガ・ピラティス	金	19時～20時30分	サン・ワーク津	1,000円
美文字	金	19時～20時45分	サン・ワーク津	5,000円
茶道(抹茶)	金	19時～20時45分	サン・ワーク津	9,000円
韓国語	金	19時～20時30分	サン・ワーク津	5,000円

※費用には講座管理費3,000円が別途必要です。

※費用は講座初回日に全額お支払いください。

※申込者の少ない講座(5人未満)は開講しません。



7/21木～8/21日 市営屋外プールをオープン

問い合わせ 久居体育館 ☎255-6081 FAX255-2658 香良洲総合支所地域振興課 ☎292-4300 FAX292-4318

新型コロナウイルス感染症対策のため、今年も営業時間・利用方法を一部変更してオープンします。

	久居中央スポーツ公園内プール (スライダー、流水、50m、幼児)	香良洲プール (25m、スライダー付、低学年用、幼児)
	問い合わせ ☎256-8001(オープン期間中)	問い合わせ ☎292-4306(オープン期間中)
時間	9時～17時	10時～16時
利用定員	以下の時間帯ごとに600人ずつ受け付け (9時～12時30分、13時30分～17時)	125人
使用料	中学生以下220円、高校生以上440円、 回数券(11枚づり)あり ※市外の人が使用する場合は2倍の額	小学生未満無料、小中学生50円、 高校生以上200円、回数券(12枚づり)あり ※市外の人が使用する場合は2倍の額
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 定員に達し次第、入場をお断りします。 定員に達した後は、退場者がいた場合でも新たに入場することはできません。 <p>小学生以下は保護者の同伴が必要です(保護者1人につき、子ども3人まで可)。</p>	係員による定員の確認を行いますので、混雑時は、お待ちいただく場合があります。

※天候などにより休業する場合があります。

※入水時はスイミングキャップの着用にご協力をお願いします。



感染防止対策にご協力をお願いします

- あらかじめ水着を着用して来場し、更衣室内の混雑緩和にご協力ください。
- 更衣室内の密を避けるため、入室をお待ちいただく場合があります。



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、広報津に掲載のイベント等は内容の変更や、中止または延期の可能性があります。参加される場合は各問い合わせ先へ確認をお願いします。
また、イベント等の会場では手指消毒、マスク着用、検温、連絡先の確認などにご協力ください。

市からのお知らせ

○料金の記載のないものは無料 ○市内の市外局番は…059
○受付時間 原則として土・日曜日、祝・休日を除く8時30分～17時15分

お知らせ

災害に遭った場合に市税を減免

市民税課

☎229-3130 FAX229-3331

資産税課

☎229-3132 FAX229-3331

地震や風水害、火災などの災害で被災した場合に、災害発生日以後に納期限となる市税が減免される制度があります。減免を受ける場合は、原則納期限の7日前までに「減免申請書」と「り災証明書」を提出してください。

内 容 被災の程度に応じた割合で減免

対 象

市・県民税

- 災害により、本人(同居の扶養親族を含む)が所有する住宅または家財について生じた損害金額(保険金、損害賠償金などにより補てんされた金額を除く)が、被災時における価格の3割以上であると認められる場合

※所得制限あり

- 災害により死亡した場合など

固定資産税・都市計画税

- 災害により、面積の2割以上の地形が変わった土地

- 全壊、半壊または床上浸水による損害金額が、被災時における価格の2割以上であると認められる家屋と償却資産

農業用水路やため池での事故防止にご協力を

農業基盤整備課

☎229-3173 FAX229-3168

近年、子どもや高齢者が誤って農業用水路やため池に転落する事故が全国で発生しています。今の時期は農作業で水をたくさん使うため、水量が増えて大変危険です。痛ましい事故を防ぐため、不用意に近づかないようになります。



第72回“社会を明るくする運動”

福祉政策課

☎229-3283 FAX229-3334

全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で安心な明るい地域社会を築くために法務省が主唱する運動です。

津市では市長を委員長として27機関・団体の代表者で構成する「津市推進委員会」が組織され、コロナ禍に対応した啓発活動を推進しています。



ひとり世帯高齢者実態把握調査にご協力ください

高齢福祉課

☎229-3156 FAX229-3334

ひとり世帯の65歳以上の人(令和4年4月末時点)を対象に、実態把握調査を実施します。この調査でひとり世帯高齢者の緊急連絡先等を把握し、調査内容は地域での見守りや福祉サービスの提供など、高齢者の自立生活を支えるために活用します。また、調査で訪問する民生委員には守秘義務があり、調査内容が他に漏れたり、他の目的で使用されたりすることはありません。

調査期間 7月1日(金)～10月31日(月)

土砂災害避難施設・土砂災害避難協力施設を募集

土砂災害が起きる可能性が高い区域または土砂災害の恐れる区域に所在する指定避難所の代替施設として、土砂災害避難施設と土砂災害避難協力施設を、特に土砂災害警戒区域に指定されている久居・美里・白山・美杉地域で募集しています。ぜひご協力ください。

対 象 次の要件を満たす建物

土砂災害避難施設

- ①土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域・土砂災害危険箇所の範囲外でその周辺にある建物
- ②避難スペースが十分に確保でき避難スペースまで安全な避難経路を有する建物



③浸水や暴風により構造耐力上支障のある事態を生じない構造の建物

- ④日常的に使用され、または管理されている建物
- ⑤指定避難所として指定されていない建物
- ⑥いつでも避難できる建物

土砂災害避難協力施設

- 上記①～⑤の建物
- 所有者または管理者が認める日時に限り避難することができる建物

申し込み 申込用紙を防災室または各総合支所地域振興課へ

*申込用紙は津市ホームページからもダウンロード可



問い合わせ 防災室 ☎229-3104 FAX223-6247

夏の夜のライトダウンに

ご協力を

環境政策課

☎229-3212 FAX229-3354

地域脱炭素

推進事業の一



環として、7月7日(木)のクールアースデーに市施設

の一斉消灯を行います。皆さんの家庭でも電気を消してきれいな七夕の星空を見上げてみませんか。

とき 7月7日(木)20時~22時

➤ 募 集

みんなのPOP(ポップ)づくり コンテスト作品募集!!

津市図書館

☎229-3321 FAX229-1458

津市図書館では、市立図書館や学校図書館に所蔵している本を紹介したPOPのコンテストを実施します。たくさんの人のご参加をお待ちしています!お薦めしたい本への思いを、1枚のカードで表現してみませんか。

応募方法など、詳しくは津市図書館ホームページをご覧ください。

対象 市内に在住・在勤・在学の人



津市図書館
ホームページ

募集期間 7月15日(金)~9月

8日(木)



昨年の最優秀賞受賞作品

夏休み親子水道教室

上下水道管理課

☎237-5811 FAX237-5819

施設の見学や実験などで水道水ができるまでを学んでみませんか。

とき 7月

28日(木)9時30分~16時
(雨天決行)



ところ 片田浄水場ほか

対象 市内に在住・在学の小学生とその保護者

定員 抽選25組(50人)

費用 500円/組

申し込み はがきに住所、児童と保護者の氏名(ふりがな)、学校名、電話番号を記入し、上下水道管理課(〒514-0073 殿村5)へ

締め切り 7月13日(水)必着

市民人権講座

人権課

☎229-3165 FAX229-3366

とき(7月)	講座名・講師
20日(水) 18時~ 19時	一人ひとりが生きやすい社会のために~ハラスメントを起こさせない職場づくり~ 本江優子さん(反差別・人権研究所みえ事務局次長)
27日(水) 18時~ 19時	貧困問題の現状から考える 原田朋記さん(反差別・人権研究所みえ調査・研究員)

ところ 津リージョンプラザ3階
第7会議室 ※オンラインでの参加も可

対象 市内に在住・在勤・在学の人

定員 各20人程度(オンラインは30人) ※1講座のみの受講も可

申し込み はがき、またはファックス、Eメールで受講希望日、住所、氏名、電話番号、参加方法(会場またはオンライン)を明記し、人権課(〒514-8611 住所不要、✉229-3165@city.tsu.lg.jp)へ

締め切り 7月13日(水)必着



プラネタリウム「夜空のギモン」

8/19 金

①14:00~15:00 ②18:00~19:00

岡三デジタルドームシアター「神楽洞夢」(中央)

「昼間、星が見えないのはなぜ?」「天の川の正体は?」など夜空にまつわる“ギモン”についてお話しします。

対象 市内に在住・在勤・在学の4歳以上

※小学3年生以下は保護者と参加

定員 抽選各10組20人

申し込み 津市ホームページから、または往復はがきで「夜空のギモン」と明記し、希望時間、参加者2人の住所・氏名・年齢、電話番号を

中央公民館(〒514-0027 大門7-15 津セントラーパレス2階)へ
※1通につき1組有効(1人での申し込み不可)

締め切り 7月15日(金)
必着

HP 津市 令和4年度公民館講座



問い合わせ 中央公民館 ☎228-2618 FAX229-5150

➤ 募集

美杉・安濃総合支所 木造住宅の耐震相談会

建築指導課

☎229-3187 ☎229-3336

木造住宅の耐震診断・耐震補強工事における補助制度・補強方法・費用などについて、相談会を開催します。ブロック塀の撤去改修補助制度についてもご相談ください。



と き ①7月13日(水)10時～13時 ②7月27日(水)10時～13時

ところ ①市美杉庁舎1階ロビー
②市安濃庁舎1階ホール

申し込み 電話で建築指導課へ

三重短期大学 オープンキャンパス

三重短期大学大学総務課

☎232-2341 ☎232-9647

ミニ講義、実験・実習やキャンパスツアー、個別相談会などを実

施し魅力を紹介します。参加申し込みなど詳しくは、三重短期大学ホームページをご覧ください。

と き

- 7月16日(土) 食物栄養学科
- 7月17日(日) 生活科学科
- 7月18日(月・祝) 法経科第1部・第2部

いずれも13時～16時

ところ 同短期大学



津私立保育園協議会共催 保育士職場復帰セミナー

子育て推進課

☎229-3167 ☎229-3451

と き 7月27日(水)9時30分～

ところ 津リージョンプラザ2階第4会議室

内 容 就職相談会(1人30分程度)

対 象 保育士資格を持っていて、現在保育士として働いていない人

定 員 20人程度

申し込み 電話またはファックスで子育て推進課へ

締め切り 7月25日(月)

第1回出会い・結婚に関する 個別無料相談会

子育て推進課

☎229-3390 ☎229-3451

津市では少子化対策の一環として、出会い・結婚に関する個別無料相談会を行います。お気軽にご相談ください。



と き 7月30日(土)9時～12時、13時～17時

ところ 津リージョンプラザ3階第7会議室

対 象 午前の部…未婚の子どもを持つ親・家族など 午後の部…これから婚活を始めたい人など ※市内に在住・在勤の人による

定 員 14組(1組30分程度)

申し込み 電話またはEメールで希望時間、氏名、電話番号を子育て推進課(☎229-3167@city.tsu.lg.jp)へ

申込期間 7月6日(水)～29日(金)

「津市民文化」に作品を投稿しませんか

来年6月発行予定の「津市民文化」第17号の「津文芸広場」へ作品を投稿してみませんか。子どもから大人までどなたでも大歓迎。作品が選出された場合は掲載誌を送ります。



部 門	応募点数	提出方法
短歌	1人につきいずれも3句(3首)まで	部門ごとに、はがき(詩・連句は封書でも可)またはEメール
俳句		
川柳、 ユーモア川柳		
詩	1人につき1編まで(1行最大18文字×50行まで。空白の行を含む)	部門ごとに、はがき(詩・連句は封書でも可)またはEメール
連句	1グループにつき1巻	
エッセイ、 ノンフィクション、 短編小説、 評論など	1人につき左記の中から1作品(400字詰め原稿用紙4～10枚以内)	郵送またはEメール

いずれも

テマ 自由

対 象 市内に在住・在勤・在学または津市に縁のある人 ※津市に関わる作品であれば上記以外の人も応募可

応募方法 「津市民文化○○部門応募」と朱書き、またはEメールの件名に入力の上、郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号、学生は学校名・学年を記入し、文化振興課(〒514-8611 住所不要、☎229-3250@city.tsu.lg.jp)へ ※1人につき2部門まで

締め切り 10月31日(月) ※消印有効

注意事項 作品は未発表で、ワープロ原稿または楷書ではっきりと書いたもの(部門を明記)を応募してください。いずれも添削後の入選作品を掲載します。なお、応募作品は返却しません。

問い合わせ 文化振興課 ☎229-3250 FAX229-3344

所蔵資料のリサイクルを始めます

三重短期大学附属図書館
■232-2341 □232-9647

三重短期大学附属図書館では、今年度から、除籍した図書などを無償でお譲りする所蔵資料のリサイクルを始めます。対象となる資料のリストは同図書館ホームページで公開します。申し込み方法など、詳しくは同図書館ホームページをご覧ください。

募集期間 8月1日(月)～31日(水) ※8月19日(金)までは市内に在住・在勤・在学のみ



一志児童館地域交流会

一志児童館
■293-0936

いきいきサロン「フレンド」と、夏の壁飾りなどの小物づくりを通じて交流しませんか。

とき 7月30日(土)10時～

ところ 一志児童館

対象 市内に在住の高校生以下
(就学前の子どもは保護者同伴)

定員 10人

申し込み 電話で一志児童館へ

申込期間 7月25日(月)～29日(金)



以前の交流会の様子

森林セラピーイベント参加者募集

おまかせ！セラピー

里山の原風景の中でウエルネスウォーキングと はじめてのパークゴルフを楽しんでみよう

ストレスの緩和や免疫力の向上など、健康への有効な効果が期待される森林セラピー。気持ちよく歩いて健康な体づくりをしませんか。

とき 7月31日(日)9時～14時30分

ところ 美杉町丹生俣地域

定員 先着10人



美杉パークゴルフクラブ



丹生俣地域

費用 4,000円(昼食代、保険料を含む)

申し込み 電話で美杉総合支所地域振興課へ

申込期間 7月11日(月)～22日(金)

問い合わせ 美杉総合支所地域振興課 ☎272-8082 FAX272-1119

す。11月にも甲種防火管理新規講習・乙種防火管理講習を予定しています。

内容 ①③…乙種防火管理講習 ②④…甲種防火管理新規講習 ⑤…防災管理新規講習

	とき	ところ	定員(先着)
①	8月1日(月) 9時30分～16時	メッセウイング みえ 大研修室	90人
②	8月1日(月) 9時30分～16時、 2日(火)9時30分 ～15時35分 (全2回)		
③	8月3日(水) 9時30分～16時	メッセウイング みえ 大研修室	90人
④	8月3日(水) 9時30分～16時、 4日(木)9時30分 ～15時35分 (全2回)		
⑤	8月5日(金) 9時25分～ 15時30分	消防本部研修室	15人

費用 4,000円(テキスト代含む)

申し込み 専用申し込みフォームから、または消防総務課・各消防署(分署・分遣所)で配布する受講申請書に写真を添付し、直接消防総務課窓口へ(郵送・ファックスは不可) ※申請書などは津市ホームページからもダウンロード可

申込期間 7月19日(火)～22日(金) ※市外に在住・在勤・在学の人は7月21日(木)・22日(金)





まちの情報ひろば

記号の見方 日日時 場場所 内内容 対対象 定定員 抽抽選 先先着

お知らせ

ウミガメの卵の保護にご協力を

毎年、津市の海岸でアカウミガメが産卵しています。昨年は上陸6回、うち5回の産卵を確認しました。写



真のような足跡を見つけたらご連絡ください。また、死骸を見つける際もお知らせください。

問 ウミガメネットワーク三重担当(✉090-5600-0221)

スマートフォン用アプリ「停電情報お知らせサービス」のご利用を

事前に登録した地域・契約地点の停電発生・復旧をプッシュ通知でお知らせします。また、停電の発生規模や復旧状況、災害時には避難所までのルート確認もできます。

問 中部電力パワーグリッド(✉0120-985-232)

HP [停電情報お知らせサービス](#) 検索

中小企業退職金共済制度

中退共制度は中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度で、掛金は非課税で一部を国が助成しています。家族従業員やパートタイマーも加入できます。

問 中小企業退職金共済事業本部(✉03-6907-1234)

募 集

伊勢本街道奥津宿ウォークとアマゴつかみ大会

日 7月17日(日) 9時～14時30分

場 J R名松線伊勢奥津駅前観光案内交流施設ひだまり前集合 内ボランティアガイドと奥津宿の散策、アマゴつかみ 定先50人 費1,000円(昼食代・保険料を含む)
申 7月6日(水)～15日(金)に伊勢本街道を活かした地域づくり協議会(✉212-0168)へ

名松線親子アマゴつかみ

美杉地域の清流でアマゴつかみを楽しみませんか。



日 7月23日(土)・24

日(日) 9時～15時 場 J R名松線伊勢奥津駅集合(8時59分または11時2分同駅着の名松線をご利用ください) 定先各30人程度 費1,000円(昼食代・保険料を含む)
申 7月6日(水)～15日(金)に名松線を守る会事務局(美杉総合支所地域振興課内、✉272-8080)へ

友好都市提携記念

第34回 鎮江杯争奪卓球大会

日 8月26日(金)～28日(日) 場サオリーナ 対市内に在住・在勤・在学の人 費団体戦…小中学生無料、一般2,000円／チーム 個人戦…小中学生300円／人、一般800円／人(当日会場で支払い)

申 7月1日(金)～15日(金)に津卓球協会ホームページから



問 津市スポーツ協会(✉273-5522)

スポーツ通信

対市内に在住・在勤・在学の人

申 ①～③⑤…津市スポーツ協会(メッセウイング・みえ1階)など

■津市民スポーツ教室

種目	とき	ところ	対象	定員(先着)	申込期間
① 柔道	8月6日(土) 10:00～16:00	三重武道館柔剣道場	小学生～高校生	90人	7月11日(月)～29日(金)
② 少林寺拳法	8月6日(土) 17:00～18:00	三重津東道院 (栗真小川町)	小学生以上	各10人	7月11日(月)～8月1日(月)
③ 少林寺拳法	8月12日(金) 19:00～20:30	三重白山道院 (一志町井生)			
④ バドミントン (中学の部)	8月27日(土)・28日(日) 9:00～16:00	サオリーナ サブアリーナ	市内中学校 バドミントン部	なし	7月11日(月)～8月5日(金)

■津市民体育大会

種目	とき	ところ	対象	定員(先着)	申込期間
⑤ 水泳	8月21日(日)	久居中央スポーツ公園 内プール	小学生以上	200人	7月11日(月)～8月5日(金)

にある申込用紙を同協会へ(申込用紙は同協会ホームページからダウンロードも可)、④…競技団体へ申し込み ※競技団体の申込先・方法のほか詳細については、

津市スポーツ協会にお問い合わせいただぐか、同協会ホームページをご覧ください。

問 同協会(✉273-5522)

第10回森の音楽祭

日 8月7日(日)10時30分～15時30分(受け付けは10時～) 場 君ヶ野ダム、森の森(美杉町八手俣) 内 南米音楽の歌や踊り、水遊び、石窯ピザ焼き体験など 定 200人 費 小学生以下無料、中高生1,000円、一般2,000円
申 7月31日(日)までに 同音楽祭担当(090-9181-4554)へ



三重大学工学部技術部

夏休みものづくり・体験セミナー

とき(8月)	テーマ	定員(抽選)
3日(水)12時30分～17時	ピンホールカメラを手作りして写真を撮ろう	2人
3日(水)14時～15時30分	顕微鏡で見るミクロな世界(オンライン)	5人
5日(金)12時30分～17時	伊勢型紙を切り抜いて銀を蒸着しよう	3人
5日(金)13時～17時	3Dプリンターでオリジナルスタンプを作ろう!(オンライン)	5人
8日(月)・18日(木)13時～16時	L E Dを使った光るオブジェを作ろう!	各5人
9日(火)13時～16時	自転車の搖れを吸い取る?アクティブダンパー製作と実験	6人
9日(火)13時30分～16時30分	液晶って何だろう?	5人

場 三重大学工学部(栗真町屋町)

対 小学5年生～中学3年生

申 7月19日(火)までに同学部技術部ホームページから

問 同学部担当(231-9412)

鈴鹿高専夏季ものづくり体験教室

とき(8月)	テーマ	定員(抽選)
23日(火)・24日(水) いずれも午前・午後	楽しい磁石体験	各20人
26日(金)	マイコン電子制御	40人
26日(金)・27日(土)	機械工学のひとこま～ロボットを組み立てて動かしてみよう～	各20人
27日(土)・28日(日)	マテリアルサイエンスツアーピー2022	各20人
30日(火)・31日(水)	身のまわりのおもしろ化学実験	各32人

場 鈴鹿工業高等専門学校 対 中学生 費 50円(保険料)

申 7月8日(金)～25日(月)12時ま

でに同校ホームページから

問 同校総務課(059-368-1717)

県営住宅7月定期募集

申 7月1日(金)～31日(日)消印有効で、三重県各建設事務所または県営住宅指定管理者事務所にある申込用紙に必要事項を記入し、郵送で各指定管理者へ

県営住宅の所在地	指定管理者
【北勢ブロック】桑名市、川越町、四日市市、鈴鹿市、亀山市	鈴鹿亀山不動産事業協同組合(〒510-0253 鈴鹿市寺家町1085-1、059-373-6802)
【中勢伊賀ブロック】津市、伊賀市、名張市	伊賀南部不動産事業協同組合(〒514-0008 津市上浜町一丁目5-1 エトアール津102、221-6171)
【南勢・東紀州ブロック】松阪市、伊勢市、尾鷲市、熊野市、御浜町	三重県南勢地区管理事業共同体(〒514-0008 津市上浜町一丁目5-1 エトアール津102、222-6400)

※詳しくは各指定管理者へお問い合わせいただとか、三重県ホームページをご覧ください。

下水道排水設備

工事責任技術者試験

日 11月24日(木)13時～ 場 県生涯学習センター大研修室(県総合文化センター内) 費 8,000円

申 8月8日(月)～9月12日(月)消印有効で、三重県下水道公社ホームページにある所定の申込用紙に必要事項を記入し、直接窓口または郵送で同公社総務課(〒515-0104 松阪市高須町3922)へ

問 同公社(0598-53-2331)



健

認知症の人と家族の会 津地区つどい

認知症の人や家族介護者、専門職等が集まり、不安や悩みの解決に向けて意見や情報を交換します。

日 7月9日(土)10時～12時 場 新町会館研修室1 対 認知症の人や家族介護者 定 30人 費 200円(認知症の人は無料)

申 同会三重県支部担当(090-6462-8365)へ

薬を知る講座

日 7月10日(日)10時～12時 場 津リージョンプラザ3階第7会議室 内「眠れない夜の薬の話～不眠・不安時の薬と上手に付き合う方法～」をテーマに薬剤師による薬の効能の解説と個別相談など 定 20人 ※予約不要
問 津薬剤師会(255-4387)

市民公開講座(オンライン)

「健康を保つための秘訣～理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が具体的にお伝えします～」

日 7月17日(日)9時25分～12時 内 腰痛(ヘルニアなど)、もの忘れ、嘔下障がい 定 100人

申 7月15日(金)までにファクスまたはEメールで氏名、Eメールアドレスを三重県理学療法士会(FAX 059-330-6537、zaitaku-riha@mitaki.or.jp)へ
問 同会担当(059-330-6536)

暮らしの保健室

日 7月21日(木)10時～12時 場 県立看護大学(夢が丘一丁目) 内 看護職による健康チェック、お口の健康相談、フットケア、ハンドマッサージなど 費 100円(フットケア、ハンドマッサージは各200円、定 10人程度)
問 同大学(233-5655)

転倒予防教室

日 7月28日(木)①10時～11時 ②11時15分～12時15分 ※①②は同内容 場 津センターパレス地下1階市民オープンステージ 内 転倒予防体操と講話「熱中症対策(屋内・屋外の予防ポイント)」 対 市内に在住の65歳以上 定 各35人
申 津市社会福祉協議会(213-7111)へ

おわび 広報津6月16日号6ページに掲載の住宅改修に伴う固定資産税の減額の省エネ改修の減額要件に誤りがありました。「平成26年1月1日」は正しくは「平成26年4月1日」です。おわびして訂正します。



デジタル商品券が可能にすること

津市長 前葉 泰幸



7月19日、津市は20%のプレミアム付デジタル商品券「つデジ」の第1期販売を開始します。

発行総額は20億4,000万円。コロナ禍からの回復途上でエネルギー価格の高騰と急激な物価上昇に直面した事業者と家計を支援し、停滞が懸念される地域経済の活性化を図ります。

商品券は額面6,000円と1万2,000円の2種類を第1期は1人1万円を上限に、それぞれ5,000円と1万円で販売します。使用期間は7月21日から10月11日までとし、販売状況を踏まえ、8月10日より第2期販売を行います。

津市がコロナ交付金を活用して商品券を発行するのは、令和2年の夏に続き2回目となります。初回発行した紙の商品券を購入するには、往復はがきでの事前申し込みと郵便局窓口でのお支払いによる引き換え手続きが必要でしたが、今回のデジタル商品券は、購入手続きの全てをお手持ちのスマートフォンあるいはタブレットで済ませることが可能です。

販売は先着順になりますが、すぐに売り切れるとのないよう、前回の実績を勘案して十分な額をご用意しました。発売1週間前からユーザー登録を受け付けることでアクセスの集中を軽減し、同時に申し込みが多い場合もタイムアウト仕様で対応することによりサーバーダウンを回避します。混雑を避け、ご都合のよいタイミングでお求めください。

参加店舗は、店頭に印刷されたQRコードを掲示するだけで、紙の商品券の時のように、集計、管理、金融機関での換金といった手間も費用も事業者側には一切かからないシステムとなっています。会計は、来店客の端末に表示された画面で、利用金額の入力を一緒に確認すれば完了です。店舗での利用状況はリアルタイムで専用のサイトに

表示され、売上金は手数料をご負担することなく月2回、指定口座に入金されます。

発行体である市の経費も節減できます。システム管理料は必要ですが、紙の商品券の場合の予約受付等の人件費、印刷経費、販売換金手数料などが不要となることで経費率が下がります。

これまで政府が次々とコロナ関連予算を編成する中、住民に最も近いところで幾多のコロナ対策を実施してきた市町村の役割が改めてクローズアップされ、国は自治体DXを最重要課題の一つとして強力に推し進めようとしています。

自治体はデジタル技術の活用により住民の利便性を高め、業務の効率化で更なる行政サービスの向上を目指すことが求められ、その取り組みの一環として、全国の市町村が発行する商品券もデジタル方式が主流となってきました。

商品券のデジタル化に当たって、津市が最も重視したのが、地域で経済が循環する仕組みの構築です。PayPayやau PAY、d払いなど既存のスマート決済アプリでの支払いに対し、後日、プレミアム分のポイントを付与するかたちの商品券事業を実施する自治体も見受けられますが、その場合に問題となるのが、スマホのコード決済への対応が可能な一部の加盟店でしか使用できないことです。そこで津市は、キャッシュレス決済を導入していない店舗でも容易に参加でき、利用データの分析結果を地元で活用することが可能なデジタル地域通貨方式で商品券を発行することを決めました。

スマホ等デジタル端末の扱いに不慣れな方やキャッシュレス決済の取扱経験がない事業者へのフォローもすでに始まっています。

商品券の利用者と参加店舗双方からのご相談に応じるコールセンターと対面での対応が可能なヘルプデスクを設置した他、スマホやタブレットの操作を対面でサポートする窓口として市内のドコモショップ5店舗、ソフトバンク7店舗もご予約いただけます。

自治体と地域のDX化はコロナで大きく変容する社会にすばやく対応する原動力となります。市民生活におけるデジタル活用の可能性を探る商品券「つデジ」をこの機会にぜひご利用ください。

ケーブルテレビ123chと津市ホームページでは、前葉市長がこのテーマについて語ります



津市長コラム

検索



✓ふるさと納税で私立高校短大を支援…4月26日

セントヨゼフ、高田高・短大、青山高、一志学園、市立三重短大。市外にお住まいの卒業生が母校を指定してご支援くださることなどが可能になりました。



✓道の駅津かわけ来駅者500万人達成イベント…5月8日

平成28年4月のオープンから6年で来駅者数500万人を達成しました。三重県内の道の駅来駅者ランキングでも6年連続第1位です。

「市長活動日記」は津市ホームページでご覧になれます

津市長活動日記

検索

国保だより

令和4年7月1日発行

令和4年第3号

保険医療助成課

229-3160 FAX 229-5001

国民健康保険料納入通知書の送付

国民健康保険(以下「国保」)の令和4年度保険料納入通知書は、7月13日(水)から順次、加入世帯の世帯主宛てに送付する予定です。

保険料の納付義務者は世帯主

世帯主に国保の資格がない場合でも、その世帯の世帯員が国保に加入しているときは、当該世帯主を国保の世帯主とし、国保各種の届け出義務と国民健康保険料(以下「保険料」)の納付義務を負い、国保の給付を受ける権利があります。

年間保険料の計算方法

$$\text{国民健康保険料} = \textcircled{1} \text{ 医療分保険料} +$$

$$\textcircled{2} \text{ 後期高齢者支援分保険料} + \textcircled{3} \text{ 介護分保険料}$$

①医療分保険料

医療分保険料 (限度額65万円)	=	A 所得割額 (料率8.0%)	+	B 被保険者 均等割額 1人2万9,100円	+	C 世帯別 平等割額 1世帯2万1,600円
---------------------	---	-----------------------	---	---------------------------------	---	---------------------------------

②後期高齢者支援分保険料

後期高齢者 支援分保険料 (限度額20万円)	=	D 所得割額 (料率2.9%)	+	E 被保険者 均等割額 1人1万500円	+	F 世帯別 平等割額 1世帯7,600円
------------------------------	---	-----------------------	---	-------------------------------	---	-------------------------------

③介護分保険料

介護分保険料 (限度額17万円)	=	G 所得割額 (料率2.9%)	+	H 被保険者 均等割額 1人1万2,500円	+	I 世帯別 平等割額 1世帯6,000円
---------------------	---	-----------------------	---	---------------------------------	---	-------------------------------

*介護分保険料(介護保険第2号被保険者分)は、加入世帯に40歳以上65歳未満の被保険者がいる場合に掛かります。

所得割額の計算方法

所得割額=基準総所得金額×所得割率

*基準総所得金額…前年の総所得金額等から市民税の基礎控除額を差し引いた額(前年の総所得金額等が43万円以下の場合は0円)で、加入者全員分をそれぞれ算出し合算します。

総所得金額等は、市民税の総所得金額等と以下の点で取り扱いが異なりますのでご注意ください。

- 退職所得は含めない
- 分離課税の所得は特別控除後の金額とする
- 雜損失の繰越控除は控除しない

保険料の計算例



配偶者38歳

前年中の収入は給与収入
103万円(給与所得48万円)
基準総所得金額は48万円
-43万円=5万円

世帯主42歳

前年中の収入は給与収入
250万円(給与所得167万円)
基準総所得金額は167万円
-43万円=124万円

①医療分保険料

国保の加入者全員に掛かります。

$$\text{A} \text{ 所得割額 } (124\text{万円}+5\text{万円}) \times 8.0\% = 10万3,200円$$

$$\text{B} \text{ 被保険者均等割額 } 2万9,100円 \times 3 \text{人分} = 8万7,300円$$

$$\text{C} \text{ 世帯別平等割額 } 1 \text{世帯につき } 2万1,600円$$

$$\text{A} + \text{B} + \text{C} = 21万2,100円$$

②後期高齢者支援分保険料

国保の加入者全員に掛かります。

$$\text{D} \text{ 所得割額 } (124\text{万円}+5\text{万円}) \times 2.9\% = 3万7,410円$$

$$\text{E} \text{ 被保険者均等割額 } 1万500円 \times 3 \text{人分} = 3万1,500円$$

$$\text{F} \text{ 世帯別平等割額 } 1 \text{世帯につき } 7,600円$$

$$\text{D} + \text{E} + \text{F} = 7万6,510円$$

③介護分保険料

40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者に掛かります。

$$\text{G} \text{ 所得割額 } 124\text{万円} \times 2.9\% = 3万5,960円$$

$$\text{H} \text{ 被保険者均等割額 } 1万2,500円 \times 1 \text{人分} = 1万2,500円$$

$$\text{I} \text{ 世帯別平等割額 } 1 \text{世帯につき } 6,000円$$

$$\text{G} + \text{H} + \text{I} = 5万4,460円$$

国民健康保険料34万3,070円

$$= \textcircled{1} 21万2,100円 + \textcircled{2} 7万6,510円 + \textcircled{3} 5万4,460円$$

保険料の軽減

所得の合算額が一定額以下の世帯は、医療分、後期高齢者支援分および介護分の被保険者均等割額と世帯別平等割額の合算額について軽減します。

軽減割合	被保険者世帯にかかる所得合算額
7割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割	43万円+28万5,000円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割	43万円+52万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)以下

*所得割額は軽減となりません。

*軽減の判定は、前年中の所得により行いますので、所得の申告をしている人は特に手続きは必要ありません。

未就学児の被保険者均等割額の減額

就学前まで*の被保険者がいる場合、当該被保険者に対する医療分および後期高齢者支援分の被保険者均等割額を、5割(軽減対象者については、軽減後の額の5割)減額します。

*6歳に達する日以降で最初の3月31日(4月1日が誕生日の場合は、その前日)まで

保険料の納付方法

普通徴収

保険料は、特別徴収(年金天引き)で納付する人を除き、毎年4月から翌年3月までの1年分を、7月(第1期)から翌年3月(第9期)までの年9回の納期で納付していただきます。

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
納期限	8月 1日	8月 31日	9月 30日	10月 31日	11月 30日	12月 26日	来年 1月 31日	来年 2月 28日	来年 3月 31日

*各期の納定期限は、各月の末日(12月は25日)ですが、該当日が土・日曜日、祝・休日の場合は、その翌日が納定期限となります。

特別徴収

次の全ての条件に当てはまる人(今年度内に75歳に到達する人を除く)は、保険料を年金から差し引いて納めていただくことになります。

- 世帯主が国保の被保険者
- 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、保険料と介護保険料の1回当たりの合計徴収額が、年金1回当たりの支給額の2分の1を超えない ※2分の1を超える場合は介護保険料のみを年金から徴収
- 世帯内の国保の被保険者全員が65~74歳

◆以前から特別徴収で保険料を納めている人

徴収月	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	来年2月

◆今年度から新たに特別徴収で保険料を納める人

徴収月	普通徴収で納付			特別徴収で納付		
	第1期	第2期	第3期	徴収月	10月	12月
納期限	8月 1日	8月 31日	9月 30日			

特別徴収の人が口座振替を希望するときは

特別徴収を開始する月の3カ月前の月末までに申出書を提出してください。

申し出には、納入通知書または国民健康保険被保険者証のほか、新規に口座振替を依頼する場合は、「津市市税等口座振替依頼書」の依頼者保管用の写し(事前に金融機関で口座振替手続きが必要)も併せて必要となります。

納付には便利な口座振替を

日頃忙しい人や、うっかり納め忘れてしまいがちな人のために、簡単で便利な口座振替をお勧めします。手続きは、市内に支店のある金融機関(ゆうちょ銀行含む)の窓口へ、納入通知書と通帳、通帳印(届け出印)を持参の上、お申し込みください。申し込みをした月の翌月末納期限以降の保険料から口座振替を開始します。

国民健康保険のための所得申告

国保加入者で、市・県民税の申告または所得税の確定申告をしていないと思われる人に、「令和4年度(令和3年分)国民健康保険所得申告書」を送付しました。収入の有無にかかわらず、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)に直接または郵送で提出してください。提出しないと所得が不明ということで、保険料の軽減などの措置や適正な医療給付が受けられないことがあります。

お薬手帳を活用しましょう

お薬手帳とは、あなたが使っている薬を記録するための手帳ですので、医療機関や薬局に必ず持つて行きましょう。また、お薬手帳は薬局ごとに持たず、1冊にまとめましょう。

お薬手帳のメリット

- 薬の重複や不適切な飲み合わせを防ぐことができる
- 現在までの薬剤処方履歴、副作用歴、アレルギーなどが明確に伝えられる
- 災害時などに服用中の薬が分かる

津市国民健康保険加入中の40~74歳の人へ

特定健康診査を受けましょう

対象者(長期入院、施設入所者などを除く)に、6月末から特定健康診査の受診券を順次送付しています。詳しくは、受診券に同封の案内または6月16日発行の広報津と同時期に配布の「令和4年度がん検診と健康診査のご案内」をご覧ください。通院中の人も対象になりますので、かかりつけ医にご相談ください。

ただし、新型コロナウイルス感染症の流行や天候不良などで中止または変更する場合があります。特定健康診査の実施状況は、津市ホームページでご確認いただきか、以下までお問い合わせください。

問い合わせ 保険医療助成課保険担当(特定健診)

☎229-3317 FAX229-5001

選挙特集

令和4年7月1日発行
選挙管理委員会事務局
☎229-3236 FAX229-3338



7月10日(日)は

参議院選挙区・比例代表選出議員選挙 の投票日です

投票日当日の投票時間

午前7時～午後7時

7月10日(日)に参議院選挙区・比例代表選出議員選挙が行われます。この選挙は私たちの代表として明るい社会、住みよい国づくりを託す、よりよい代表を直接選ぶ大切な選挙です。一票の重さを自覚して、自らの意思で、棄権することなく投票しましょう。

投票できる人

次の要件を満たし、津市の選挙人名簿に登録されている人

- 平成16年7月11日以前に生まれた人
- 令和4年3月21日以前に転入届をし、引き続き津市の選挙人名簿に登録されている人

住所が変わった人の投票

• 令和4年3月22日以降に津市に転入届を出した人
前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地で投票することになります。

• 令和4年6月4日以降に市内で住所が変わった人
前住所地の投票所で投票してください。

• 津市から他の市町村に転出した人

津市の選挙人名簿に登録されていて、津市から転出し、新しい住所地の選挙人名簿に登録されていない人は津市で投票できます。(選挙日当日または期日前投票当日において、転出してから4ヶ月を経過していないこと)

在外投票

津市の在外選挙人名簿に登録されている人で、選挙期間中に国内に一時帰国している場合や帰国して間もないため国内の選挙人名簿に登録されていない人は、国内の投票方法(選挙当日の投票*、期日前投票*、不在者投票)を利用して投票できます。ただし、在外選挙人証の提示が必要です。

*市本庁舎での投票に限る

投票所入場券

投票所入場券は、選挙人名簿に登録されている人に、世帯ごとに封筒で郵送します。封筒には同一世帯8人までの入場券が入っており、9人以上の世帯は2通になります。投票に出かけるときは、それぞれが忘れずにお持ちください。もし届かなかったり、紛失したりしたときは、投票所の受付係にその旨を申し出てください。選挙人名簿と対照の上、投票できます。

• 入場券の配達に関するこ

津中央郵便局 ☎0570-032-690

• 入場券の内容などに関するこ

選挙管理委員会事務局 ☎229-3236

新型コロナウイルス感染症対策

投票所では、消毒液の設置や定期的な換気、使い捨て鉛筆を準備するなど、感染症対策を徹底します(自身の筆記用具を持参し、記入することも可)。皆さんも期日前投票制度の利用や、比較的空いている時間帯での投票をご検討いただくなど、投票所での密を避けるためにご協力ください。

混雑が予想される時間帯

- 期日前投票所…10時～13時
- 当日投票所…9時～11時



また、新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養をしているなど、一定の要件に該当する人は「特例郵便等投票」ができます。詳しくは、津市ホームページをご覧いただくなか、津市選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。



利用できる福祉サービス

投票所や期日前投票所への移動が困難な有権者で一定の要件を満たす人は、福祉サービスに関する制度を利用できる場合があります。詳しくは介護保険課(☎229-3149)または障がい福祉課(☎229-3157)へお問い合わせください。

代理投票と点字投票

自分で投票用紙に記入できない人は、投票所で投票管理者に申し出てください。係員の代筆で投票ができます。また、点字で投票する人は、投票所の受付係に申し出てください。点字版の候補者一覧が必要な場合も、受付係に申し出てください。

郵便等による不在者投票

身体障害者手帳などを持っている人で、その障がいの程度が右表に該当する人は、郵便等による不在者投票をすることができます。詳しくは選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

代理記載制度

郵便等による不在者投票に該当する人で、身体障害者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が1級と記載されている人と、戦傷病者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までと記載してある人は、あらかじめ届けられた人による投票用紙への代理記載ができます。

手帳などの種類	障がいなどの種類	障がいなどの程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹の障がい、移動機能の障がい	1級または2級
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級または3級
	免疫、肝臓の障がい	1級から3級まで
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	特別項症から第2項症まで
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

各投票区の投票所

各地区の投票所は次のとおりです。各世帯に郵送する入場券に、投票所案内図が記載されていますので、記載された投票所へお越しください。
前回の選挙から投票所が変更されたところは、太字で示しております。

■津地域

投票区	投票所	所在地
1	市役所本庁舎(1階ロビー)	西丸之内23-1
2	養正小学校(体育館)	丸之内養正町14-1
3	相愛保育園	相生町77
4	敬和小学校(体育館)	中河原445
5	敬和公民館	寿町21-22
6	橋南会館	柳山津興1535-27
7	阿漕塚記念館	柳山津興622
8	育生小学校(会議室)	下弁財町津興1350
9	橋南中学校(木工室)	上弁財町津興2537-4
10	セントヨゼフ女子学園(大会議室)	半田1330
11	橋南公民館	修成町12-1
12	津工会館	半田142
13	新町小学校(会議室)	八町三丁目3-1
14	西橋内中学校(金工室)	東古河町7-1
15	三重大学附属幼稚園	観音寺町523
16	県栄町庁舎(旧三重県民サービスセンター)	栄町一丁目954
17	南立誠小学校(会議室)	桜橋二丁目39
18	アストプラザ4階(研修室A)	羽所町700
19	津西会館	一身田上津部田1355-5
20	西が丘小学校(体育館)	長岡町800-437
21	上浜団地集会所	上浜町四丁目49
22	旧北立誠幼稚園	江戸橋一丁目76-2
23	雲出保育園	雲出本郷町1165
24	城山会館	城山二丁目20-3

投票区	投票所	所在地
25	南郊公民館	高茶屋三丁目25-6
26	三重県工業研究所	高茶屋五丁目5-45
27	三重県立津高等技術学校	高茶屋小森町1176-2
28	藤水幼稚園	藤方1627
29	南が丘会館	垂水2882-1
30	南が丘小学校(ふれあいホール)	垂水2538-1
31	神戸小学校(体育館)	神戸332-1
32	泉ヶ丘集会所	野田21-863
33	旧片田幼稚園	片田井戸町43-8
34	櫛形小学校(体育館)	分部1211-1
35	安東小学校(体育館)	納所町245
36	緑の街集会所	河辺町3511-7
37	一身田小学校(体育館)	一身田大古曾355
38	一身田公民館	一身田町293-3
39	豊野会館	一身田豊野1406-479
40	町屋会館	栗真町屋町714-1
41	栗真保育園	栗真小川町274
42	白塚小学校(体育館)	白塚町4463
43	白塚市民センター	白塚町2111
44	白塚団地第2自治会集会所	白塚町58-15
45	大里小学校(ランチルーム)	大里窪田町1821
46	高野尾転作促進技術研修所	高野尾町5417
47	豊が丘おおぞら会館	豊が丘二丁目47-11

■河芸地域

投票区	投票所	所在地
48	中別保公民館	河芸町中別保2034-3
49	豊津小学校(体育館)	河芸町一色1680
50	上野小学校(体育館)	河芸町上野2963
51	東千里公民館	河芸町東千里759
52	千里ヶ丘小学校(体育館)	河芸町千里ヶ丘13
53	黒田小学校(体育館)	河芸町北黒田109-1
54	南黒田公民館	河芸町南黒田442-1
55	三行地区農業構造改善センター	河芸町三行1228-1

■芸濃地域

投票区	投票所	所在地
56	芸濃総合文化センター(エントランスホール)	芸濃町椋本6824
57	明小学校(体育館)	芸濃町林325
58	旧安西小学校	芸濃町北神山310
59	雲林院福祉会館(1階多目的室)	芸濃町雲林院1019
60	落合の郷(管理棟)	芸濃町河内900

■美里地域

投票区	投票所	所在地
61	旧長野小学校	美里町北長野1435
62	高宮公民館	美里町足坂560-2
63	旧辰水小学校	美里町家所2045

■安濃地域

投票区	投票所	所在地
64	草生公民館(多目的ホール)	安濃町草生4249-1
65	村主公民館(多目的ホール)	安濃町連部69-1
66	安濃公民館(多目的ホール)	安濃町内多3653
67	明合幼稚園	安濃町大塚253-2

■久居地域

投票区	投票所	所在地
68	久居総合福祉会館	久居東鷹跡町20-2
69	誠之小学校(なかよしホール)	久居西鷹跡町424
70	成美小学校(体育館)	久居新町737
71	立成小学校(大会議室)	久居野村町560
72	久居さくらが丘集会所	久居桜が丘町1813-5
73	密柑山幼稚園	久居北口町554-2
74	北部保育園	久居北口町859-3
75	元町地区集会所	久居元町2099-2
76	須ヶ瀬構造改善センター	須ヶ瀬町1610-7
77	木造区集会所	木造町1581
78	桃園情報センター	新家町1365-5
79	こべき保育園	久居元町2314-17
80	戸木小学校(体育館)	戸木町880
81	七栗産業会館	庄田町517-1
82	栗葉幼稚園	森町284-1
83	一色公会所	久居一色町766-2
84	下稻葉公会所	稻葉町200
85	上稻葉ふれあい会館	稻葉町2764-1
86	榎原農民研修所	榎原町5104
87	下村教育集会所	榎原町8161-2
88	寺野垣内集会所	榎原町4696-1
89	榎原上教育集会所	榎原町10295-1

■香良洲地域

投票区	投票所	所在地
90	香良洲公民館(住民活動室)	香良洲町1876-1
91	香海中学校(体育館)	香良洲町128

■一志地域

投票区	投票所	所在地
92	井生公会所	一志町井生2691
93	大井公民館	一志町大仰217-1
94	井関公会所	一志町井関1550
95	波瀬ふれあい会館	一志町波瀬2232-2
96	室の口公民館	一志町波瀬6401-8
97	川合文化会館	一志町八太420-4
98	庄村集会所	一志町庄村244-1
99	高岡老人憩いの家	一志町高野1321-1
100	一志高岡公民館(ホール)	一志町田尻605-2
101	一志体育館(サブアリーナ)	一志町高野160-728
102	小山集会所	一志町小山401-1
103	虹が丘集会所	一志町虹が丘5-7

■白山地域

投票区	投票所	所在地
104	元取公民館	白山町城立305
105	家城小学校(体育館)	白山町南家城647
106	川口小学校(体育館)	白山町川口1991
107	大三農村集落多目的共同利用施設	白山町二本木1001-253
108	三ヶ野集会所	白山町三ヶ野2773-1
109	倭公民館	白山町中ノ村581
110	八ツ山農村集落多目的共同利用施設	白山町八対野994-1

■美杉地域

投票区	投票所	所在地
111	竹原多目的集会所	美杉町竹原2821
112	美杉総合文化センター(会議室)	美杉町八知5580-2
113	太郎生多目的集会所	美杉町太郎生2120
114	下太郎生中農業集落多目的集会所	美杉町太郎生4473-3
115	伊勢地地域住民センター	美杉町石名原1681
116	八幡地域住民センター	美杉町奥津1288-8
117	美杉高齢者婦人センター「しゃくなげ会館」	美杉町川上3372
118	丹生俣多目的集会所	美杉町丹生俣1360-2
119	多気地域住民センター	美杉町上多気1031
120	下之川地域住民センター	美杉町下之川6115



投票所の地図は
こちらから
ご覧いただけます



選挙公報

選挙公報は新聞折り込みで

候補者の氏名・経歴・政見などを掲載した選挙公報を、6月29日(水)の以下の朝刊に新聞折り込みで配布しています。

朝日新聞、伊勢新聞、産経新聞、中日新聞、
日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞

新聞を購読していないなどで選挙公報が届かない場合は郵送などによりお届けしますので、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。また、主な公共施設や市内各郵便局に置きますのでご利用ください。※選挙公報は三重県ホームページでもご覧いただけます。



当日投票所に行けない人は期日前投票または不在者投票を

投票当日、次の理由などで投票所に行けない人は、宣誓書を記入の上、期日前投票ができます。宣誓書は、期日前投票所に備えてありますが、入場券の裏面にも宣誓書が印刷してありますので、新型コロナウィルス感染症対策として密を避けるためにも、あらかじめご記入をお願いします。

※宣誓書は津市ホームページからもダウンロード可
※当日、投票に行く場合は宣誓書の記入は不要です

期日前投票ができる人

①職務または業務に従事、親族等の冠婚葬祭などの予定がある人

期日前投票所

津市の選挙人名簿に登録されている人は、住んでいる地域に関係なく、定められた期間に以下の期日前投票所のどこでも投票できます。

とき	ところ	
	期日前投票所の場所	所在地
6月23日(木) ～7月9日(土) 8時30分～20時 ※期間中、土・日曜日も 投票できます	市役所本庁舎8階大会議室C (7月9日のみ市役所本庁舎1階ロビー)	西丸之内23-1
	市役所河芸総合支所1階防災研修室	河芸町浜田808
	市役所芸濃総合支所2階中会議室3・4	芸濃町棕本6141-1
	市役所美里総合支所1階会議室	美里町三郷48-1
	市役所安濃総合支所2階会議室2・3	安濃町東観音寺483
	市役所久居総合支所(ポルタひざい内)1階1A会議室	久居新町3006
	香良洲公民館1階住民活動室	香良洲町1876-1
	市役所一志総合支所1階住民活動室	一志町田尻593-2
	市役所白山総合支所2階203会議室	白山町川口892
	美杉総合文化センター会議室1・2	美杉町八知5580-2
7月6日(水)～9日(土) 10時～20時	イオンモール津南3階イオンホール	高茶屋小森町145

不在者投票ができる人

- 期日前投票ができる理由に該当する人で、遠隔地に滞在中のため投票所に行けない場合は、滞在している市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。
- 指定病院、指定老人ホーム、国立保養所などの施設に入院・入所中の人は、その施設で不在者投票ができます。

開票

開票は7月10日(日)の21時30分から、安濃中央総合公園内体育館で行います。また、開票所での第1回目の速報は以下のとおりです。

- 参議院選挙区選出議員選挙…22時30分
- 参議院比例代表選出議員選挙…0時

※津市ホームページ、ケーブルテレビ123ch(津市行政情報番組)でもご覧いただけます。

守られる選挙の秘密

投票の秘密は、憲法や公職選挙法で固く守られています。誰が誰に投票したかは、投票した本人以外は分かりません。自分の判断で投票しましょう。

- レジャー・買い物などの用務または事故のため投票日に投票区の区域外に旅行または滞在する人
- 病気・けが・妊娠・出産・老衰・身体の障がいのため歩行が困難な人
- 市外に住所を移転した人
- 天災や悪天候により投票所に到達することが困難な人
- 新型コロナウィルス感染症への感染が懸念される場合も期日前投票を行うことができます。その場合、⑤の事由が該当します。

期日前投票は簡単です

- 投票所入場券が届いていればお持ちください。
- 印鑑は不要です。
- 投票所に行けない理由は選ぶだけです。
- 期日前投票所にも候補者の氏名などを掲示しています。



期日前投票所の地図は
こちらからご覧いただけます



環境だより

豊かな自然とともに歩み、より暮らしやすい環境を創造するまち 津

令和4年7月1日発行

令和4年 第4号

環境政策課

229-3139 FAX229-3354



》大型家具などのごみ出しでお困りの人へ

大型家具などをごみ一時集積所まで出すことが困難な世帯に対して、市職員が自宅まで無料で収集に伺います。

対象世帯

要支援認定者、要介護認定者、障がい者または75歳以上の人のみで構成される世帯

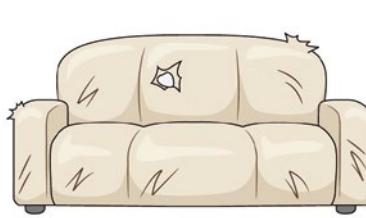
※上記以外の人と同居している場合や、施設などに入所し空き家の場合、引っ越しに伴う片付けの場合は対象世帯にはなりません。

※親族、同居人、近隣の人などから支援が得られる場合は、まずその人からの支援を優先してください。

対象品目

タンス、棚、鏡台、ベッド、マットレス、マッサージチェアなどの大型家具類

※長さの1辺または直径が1m以上2m以下の大ささで、安全に収集・運搬が可能なもの



申し込みから収集までの流れ

市民
(対象世帯)

津市
(環境政策課、環境事業課)

予約申し込み

環境政策課(229-3258)または各総合支所地域振興課へ

受け付け

対象者、対象家具などの確認

収集日時調整

申込者と調整し、収集日時を決定

収集

市職員が申込者の家に伺い収集



》ごみダイエット塾をご活用ください

津市では、資源循環型社会の形成を目指して、市職員が市民の皆さん元に伺い、ごみ問題や分別方法などについて説明する出前講座を実施しています。ぜひ、地域の皆さんのごみ減量への取り組みに役立ててください。

講座時間 1~2時間程度

講座内容 ごみの減量への取り組み、ごみの分別・処理・処分方法、津市のごみ排出量の現状など

対象 市内の自治会または任意団体など

申し込み 申込用紙を直接窓口または郵送、ファックス、Eメール

で環境政策課(〒514-8611 住所不要、229-3139@city.tsu.lg.jp)へ、または各総合支所地域振興課窓口へ

※申込用紙は津市ホームページからダウンロード可



ごみダイエット塾の様子





》 廃棄物の不法投棄の防止

山道の脇や空き地等の人目に付かない場所などへ家具や生活ごみ、家電4品目、事業活動に伴って生じたごみを捨てる行為、不法投棄が問題となっています。

市では、巡回・監視パトロールを実施してお

り、不法投棄防止対策を実施しています。

法律に反した身勝手な行動により、土地の管理者や市民の皆さんに迷惑をかける行為は許されません。きれいな津市を残していくためにも、通報など皆さんのご協力をお願いいたします。

指定された場所以外に廃棄物を捨てることは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されており、不法投棄になります。

不法投棄をした者は、**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**により、**5年以下の懲役もしくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)**の罰金、またはその両方が科せられます。



》 家電4品目の適正な処理方法

家電4品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機)は、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」により、処理方法が決まっていて、ごみ一時集積所への排出や津市の施設への搬入はできません。

以下の処理方法により適切に処分しましょう。

処理方法

- ①家電製品を購入した店か、買い替えをしようとする店に依頼する
- ②家電リサイクル法対象家電収集運搬業者に依頼する
- ③郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定引取場所に持ち込む

リサイクル料金について…家電リサイクル券センター(☎0120-319640)
運搬料金について…各収集運搬業者へ

指定引取場所について…株式会社タヤマ(高茶屋小森上野町1143、

☎234-8666)

※収集運搬許可のない業者に収集運搬を依頼すると、不法投棄の原因になります。廃棄物の収集運搬を業者に依頼する場合は、津市の許可を持った業者に依頼しなければなりません。



エアコン



テレビ

家電4品目



冷蔵庫・冷凍庫



洗濯機・衣類乾燥機



家電リサイクル法対象
家電収集運搬業者一覧



» 市では収集しないもの

家電4品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機)とパソコン(本体・ディスプレイ)の他、下記のもの(処理困難物)についても市では収集していませんので、集積所には出さないでください。なお、パソコンはメーカーに回収を申し込むか、市内のエコ・ステーションや環境政策課、各総合支所地域振興課へ自己搬入してください。



エコ・ステーション

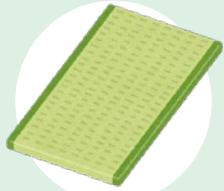
主な処理困難物

自動車・
オートバイのタイヤ自動車・オートバイ・
電動自転車のバッテリー

プロパンガスボンベ

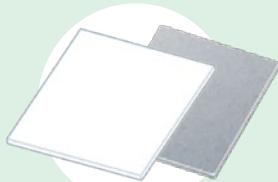


畳(ユニット畠を含む)



※津市リサイクルセンターへの
自己搬入は可能です。

石こうボード・断熱材



※津市リサイクルセンターへの
自己搬入は可能です。

農薬・劇薬



消火器



※購入店または消火器リサイクル
推進センター(03-5829-6773)
まで、お問い合わせ下さい。

オイルヒーター



※中にオイルが入っているので処
理困難物になります。

塗料・シンナーなど



※下記の場合は、燃やせるごみの
日に出す事も可能です。
 • 残量が多く、残塗料処理剤を
使用し固めた場合
 • 残量が少なく、不要になった
布類などに染み込ませた場合

これらの処理困難物の処理については、お買い求めになつ
た販売店や専門の処理業者にご相談ください。



» リサイクル資源回収活動を支援しています！

地域で自主的にリサイクル資源の回収活動(廃品回収)を行う非営利の団体(自治会や子ども会など)に、報奨金を交付しています。

回収活動団体の届け出

報奨金制度の利用には、毎年度団体の届け出が必要です。回収活動を実施する前日までに行ってください。

対象となるリサイクル資源

- ・古紙類(新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック)
- ・金属類(アルミ缶・スチール缶)
- ・びん類
- ・布類

報奨金額

集団回収したリサイクル資源量1kgにつき、6円
※びん類は、1升びんは1本0.9kg、その他のびんは1本0.6kgに重量換算。

例

新聞を5,000kg回収して古紙業者に買い取ってもらった場合

報奨金額 5,000kg × 6円 = 3万円

※古紙業者の買い取り価格が2万円だった場合、報奨金と合わせた合計5万円が活動団体資金

問い合わせ 環境政策課 ☎229-3258 FAX229-3354 各総合支所地域振興課



» 空き家の早期利活用のススメ

空き家を所有していると敷地の除草や庭木の剪定、建物が破損した場合の改修など、維持管理のための費用が必要となります。また、人が住まなくなった家は老朽化が早まる傾向にあり、利活用も難しくなります。早い段階で以下のような取り組みを考えましょう。

売却する・賃貸に出す

自分で住む予定がない場合は空き家のままにせず、売却する・賃貸に出すなどの利活用を考えましょう。住宅を売却する場合などは、不動産業者に仲介を依頼するのが一般的です。

除却(解体)する

すでに老朽化などによる破損がひどく、リフォーム費用がかさむような場合は、建物を除却(解体)して、土地の利活用を考えましょう。



所有者のための相談窓口

空き家に関する相談には、権利関係(登記など)をはじめ、売却・リフォーム・解体など専門的な知識が必要です。津市では専門家団体で構成される「空き家ネットワークみえ」と協力し、所有する空き家のお悩みや心配事の解決に取り組んでいますので、ご相談ください。



相談窓口

- ・環境保全課(☎229-3398)または各総合支所地域振興課
- ・空き家ネットワークみえ(三重県宅地建物取引業協会内、☎227-5018) ※土・日曜日、祝・休日を除く9時～12時、13時～17時



» 空き地を所有している人へ

空き地は所有者が適正に管理しなければなりません。適正管理を怠ると雑草の繁茂や樹木が自生するなどし、害虫の発生やごみの不法投棄を誘発する恐れがあります。空き地の所有者は適正な管理をお願いします。

雑草対策

- ・適切な時期、頻度での刈り取り
 - ・防草シートの施工
- 刈り取った雑草は風で飛ぶことがあるので、放置せず適切に処分してください。

マイナンバー出張窓口を開設します

令和4年7月1日発行

市民課

229-3198 FAX 221-1173

マイナンバーカード普及促進に係る取り組みの一環として、お出かけついでに気軽にマイナンバーカードの申請などができる出張窓口を実施します。また、マイナポイント事業(第2弾)の申し込み支援も実施します。詳しいスケジュールは裏面でご確認ください。

■出張窓口について■

出張窓口でできること

マイナンバーカードの申請

出張窓口での受け付けに限り、無料で顔写真の撮影を行います。必要なものを持参していただくと、カードは後日郵送(本人限定受取郵便)します。

マイナポイントの申し込み支援

既にマイナンバーカードを作成済みの人で、スマートフォンやパソコンの操作が苦手な人を対象にマイナポイントの申し込み支援を行います。

手続きに必要なもの

マイナンバーカードの申請の場合

- 顔写真(縦4.5cm×横3.5cm) ※顔写真がない場合は当日無料で撮影します。
- 個人番号カード交付申請書
- 通知カード(または個人番号通知書)
- 住民基本台帳カード(お持ちの人のみ)
- 本人確認書類(以下のいずれか)
 - 公的機関の発行する顔写真付きのもの1点…運転免許証、パスポート、在留カード、住民基本台帳カードなど
 - 顔写真のないもの2点…健康保険証、年金手帳、介護保険被保険者証、母子手帳、福祉医療費受給資格者証、学生証、社員証など

※本人確認書類は有効期限内のもので「氏名、生年月日」または「氏名、住所」が記載されているものに限ります。

※書類が不足している場合は申請サポートを行います。申請サポートの場合、カード発行後(1カ月程度)に市役所での受け取りとなります。

マイナポイントの申し込み支援の場合

- マイナンバーカード
- 暗証番号(4桁の数字)
- キャッシュレス決済のIDおよびセキュリティコード
- 口座情報の分かるもの(公金受取口座登録をする人のみ)



■市内団体、企業の皆さんへ■

マイナンバーカード申請にあたり市内に事業所を有する企業や市内で活動する団体等の指定する場所に市職員が赴き、一括して申請受付を行う出張申請受付を実施しています。受付時に本人確認を行うため、カードは郵送で受け取ることができます。



申し込み方法など、詳しくは市民課までお問い合わせください。

対象 市内に事業所を有する企業や市内で活動する団体で5人以上集まる場合

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について

津市では消毒液の設置、検温、仕切り板の設置などの感染防止対策を実施し、出張窓口を開設します。出張窓口へお越しの際は、感染拡大防止にご協力ください。

来場に当たってのお願い

- 以下の方は来場を見合わせてください。
 - 発熱や咳など感染が疑われる症状がある人
 - 海外から入国後の自宅待機期間が終了していない人
 - 高齢者や基礎疾患を持つ人で感染リスクが心配される人

- 必ずマスクを持参し、常時着用してください。
- 受付時の検温にご協力ください。
- 入場記録票を記載してください。
- 備え付けのアルコール消毒液で手指を消毒してください。
- 会場での飲食は控えてください。

■出張窓口スケジュール■

開設時間 火～木曜日…10時～15時30分(受け付けは15時まで)
土・日曜日…10時～16時30分(受け付けは16時まで)

7月						
月	火	水	木	金	土	日
11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日
—	三重大学翠明会館 (栗真町屋町)	—	—	—	—	—
18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日
—	—	久居アルスプラザ 1階会議室	久居アルスプラザ 1階会議室	—	三重県総合博物館 MieMu (一身田上津部田)	三重県総合博物館 MieMu (一身田上津部田)
25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
—	市河芸庁舎 1階ロビー	—	市芸濃庁舎 2階小会議室2	—	津松菱6階 特設会場(東丸之内)	津松菱6階 特設会場(東丸之内)

8月						
月	火	水	木	金	土	日
1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
—	市美里庁舎 1階ロビー	—	安濃中公民館 2階研修室1	—	—	—
8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日
—	市香良洲庁舎 2階第4会議室	一志農村環境 改善センター 多目的ホール	—	—	イオンタウン津城山 2階特設会場 (久居小野辺町)	イオンタウン津城山 2階特設会場 (久居小野辺町)
15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日
—	白山公民館 農民研修室	—	美杉総合 文化センター 会議室2	—	—	イオンモール津南 1階みなみの広場 (高茶屋小森町)

*日程は変更となる場合があります。詳しくは津市ホームページをご覧いただくな、市民課までお問い合わせください。

マイナポイント(第2弾)について

マイナポイントとは、マイナンバーカードの普及の促進と、消費の喚起や生活の質の向上につなげるため、マイナンバーカードを活用して幅広いサービスや商品の購入などに利用できるマイナポイント(1人当たり最大2万円相当)を付与するものです。

現在マイナポイント(第2弾)の申し込みを受け付けています。新規取得のほかにも健康保険証利用登録と公金受取口座登録を行うとさらにポイントが付与されます。マイナポイント(第2弾)の対象などは右表のとおりです。

ポイント付与の対象となるマイナンバーカードの申請期限は9月30日(金)まで、マイナポイント(第2弾)の申込期限は来年2月28日(火)までです。詳しくは総務省のホームページをご確認ください。



対象	付与されるポイント
マイナンバーカードを取得した人のうちこれまでにマイナポイントの付与を受けていない人	最大5,000円分 ※チャージやお買い物で消費した額(最大2万円)の25%分のポイントが付与されます。
マイナンバーカードの健康保険証としての利用を申し込んだ人	7,500円分
公金受取口座を登録した人	7,500円分



国民年金からのお知らせ

令和4年7月1日発行

保険医療助成課

229-3162 FAX 229-5001

令和4年度の国民年金保険料

令和4年4月～令和5年3月の国民年金保険料(以下「保険料」)は、月額1万6,590円です。

支払い方法は、現金払い(納付書払い)のほか、申し込みをすることで口座振替やクレジットカード納付にすることもできます。

前納により、下表のとおり保険料の割引があります。なお、申込期限がありますので、詳しくは保険医療助成課または津年金事務所(228-9112)にお問い合わせください。

令和4年度の場合

※令和5年度の保険料は月額16,520円

	現金・ クレジットカード納付	口座振替
毎月納付額	1万6,590円	1万6,590円
6カ月前納額	9万8,730円 (810円の割引)	9万8,410円 (1,130円の割引)
1年前納額	19万5,550円 (3,530円の割引)	19万4,910円 (4,170円の割引)
2年前納額	38万2,780円 (14,540円の割引)	38万1,530円 (15,790円の割引)

保険料の免除・納付猶予申請

学生、失業、災害、所得が少ないなどで、保険料を納めることができない場合には、所得の基準を満たせば保険料の納付が免除または猶予される制度を利用できます。なお、産前産後期間は、所得にかかわらず免除制度が利用できます。保険料を未納のまま放置すると、将来、老齢基礎年金を受け取ることができなくなったり、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができなくなったりする場合があります。

免除などの種類

免除(全額免除・一部免除)

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合
納付猶予

50歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合

学生納付特例

学生で、本人の前年所得が一定額以下の場合

産前産後期間免除(平成31年2月以降の出産が対象)

妊娠婦で出産予定日の前月から4カ月間(多胎の場合には3カ月前から6カ月間) ※所得制限なし

免除などの所得の基準

所得の基準は、次表のとおりです。

区分	所得の基準 (前年所得が下の計算式で計算した金額の範囲内)	
全額免除	$(扶養親族等の数 + 1) \times 35\text{万円} + 32(22\%) \text{万円}$	
一部免除	3/4免除	88(78%)万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
	半額免除	128(118%)万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
	1/4免除	168(158%)万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
納付猶予	$(扶養親族等の数 + 1) \times 35\text{万円} + 32(22\%) \text{万円}$	
学生納付特例	128(118%)万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	
産前産後期間免除	所得制限なし	

※令和2年度分以前の申請の場合

災害や失業等を理由とした特例免除

前年所得が多い場合でも所得にかかわらず災害や失業等のあった月の前月から免除が受けられます。ただし、世帯主や配偶者が所得基準を満たしているか、失業等の特例に該当している必要があります。

免除などの申請手続き

- 申請時点の2年1カ月前の期間まで申請できます。
(産前産後期間免除に申請期限はありません)
- 申請可能期間内に50歳に到達するときは、50歳到達月の前月までが納付猶予の対象期間です。
- 災害や失業などによる特例免除の対象期間は、その該当月の前月から翌々年の6月までです。

持参するもの

- マイナンバーカードまたは基礎年金番号通知書(年金手帳)
- ※失業が理由の場合は、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票などの写し
- ※学生納付特例申請の場合は、在学証明書の原本または学生証の写し(在学期間が裏面に記載されている場合は両面の写し)
- ※産前産後期間免除申請の場合は、出産予定日の分かるもの
- 申請先 保険医療助成課、各総合支所市民福祉課(市民課)または津年金事務所(228-9112)

免除などと未納は違います

「全額免除・一部免除」などと「未納」は、次表のような違いがあります。

		老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金
		受給資格期間への算入	年金額への反映 反映割合	受給資格期間への算入
全額免除		○	○ 1/2(1/3)	○
一部免除	3/4免除	○	○ 5/8(1/2)	○
	半額免除	○	○ 6/8(2/3)	○
	1/4免除	○	○ 7/8(5/6)	○
納付猶予		○	×	○
学生納付特例		○	×	○
産前産後免除		○	○	○
未納		×	×	×

※一部免除が承認された期間は、納付すべき保険料を納付していることが必要です。反映割合の内には、平成21年3月以前の免除期間の割合です。

付加保険料で受給額を上乗せ

付加保険料とは、老齢基礎年金の額を増やすために、国民年金の第1号被保険者(任意加入者含む)が定額の保険料に月額400円を上乗せして支払う保険料です。付加年金の受給額は200円×払い込み月数になります。

ただし、付加保険料の納付を開始できるのは申請月分からとなり、過去の分について申請することはできません。また保険料の免除、猶予を受けている人や国民年金基金の加入者は付加保険料を納めることはできません。

例 付加保険料を10年間納めると…

付加保険料額

$$400\text{円} \times 12\text{カ月} \times 10\text{年} = 4\text{万}8,000\text{円}$$

(総額)

受給額

$$200\text{円} \times 12\text{カ月} \times 10\text{年} = 2\text{万}4,000\text{円}$$

(年額)

年金受給開始後2年で、納付した付加保険料の合計額に見合う付加年金を受け取れます。なお、付加年金は定額のため物価スライド(増額・減額)はありません。

申請先 保険医療助成課、各総合支所市民福祉課(市民課)

保険料を追納できます

保険料免除などの期間があると、全額納付したときに比べ、将来もらえる年金額が少なくなりますが、10年以内であれば、原則古い期間から順に追納して、満額の年金額に近づけることができます。

ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。なお、すでに老齢基礎年金を受給している人は追納できません。

申請先 津年金事務所(☎228-9112)

高齢任意加入制度

60歳までに受給資格期間を満たしておらず老齢基礎年金の受給資格がない人は、任意加入することで受給資格を得られる場合があります。また、40年(480カ月)の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額で受け取れない場合は、受給額を満額にするか満額に近づけることもできます。なお、すでに老齢基礎年金を受給している人は加入できません。

持参するもの

- マイナンバーカードまたは基礎年金番号通知書(年金手帳)
- 通帳、金融機関届け出印

申請先 保険医療助成課、各総合支所市民福祉課(市民課)、津年金事務所(☎228-9112)

年金加入記録の照会

ねんきん加入者ダイヤル

☎0570-003-004(音声案内)

基礎年金番号に基づき、加入記録、納付記録、免除申請の有無などを電話で確認することができます。

※基礎年金番号が不明の場合は照会できません。

年金手帳から基礎年金番号通知書へ

令和4年4月以降に初めて年金制度へ加入する人(20歳に到達した人、20歳前に厚生年金被保険者となった人など)には、年金手帳に代わり、基礎年金番号通知書が日本年金機構より交付されます。年金手帳を紛失した場合も、再交付申請により基礎年金番号通知書が発行されます。

なお、年金手帳は「基礎年金番号を明らかにする書類」として、引き続き年金の手続きにご利用いただけます。

